

三月十二日

日程第四 一般質問

員

四十六人

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

三十一番	三十番	二十九番	二十八番	二十七番	二十六番	二十五番	二十四番	二十三番	二十二番	二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番
加藤大君	田中勝君	高殿尚君	長屋光征君	国枝慎太郎君	水野吉近君	野村美穂君	酒向薫君	布俣正也君	広瀬修君	若井敦子君	恩田佳幸君	安井忠君	藤本恵司君	今井政嘉君	所野竜也君	平祐也君	澄川寿之君

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

同	同	同	同	同	同	議事調査課管理調整監	議事調査課長	総務課長	事務局長
主	主	主	主	係	課長補佐				
任	査	査	査	長					
古	古	杉	脇	佐	水	大	若	桂	山
田	藤	山	若	藤	野	平	野	川	田
健	綾	俊	知	由	智	洋		義	
児	乃	之	香	子	裕	右	明	彦	恭

説明のため出席した者の職氏名

知事	副知事	会計管理者	総務部長	清流の国推進部長	危機管理部長	環境生活部県民文化局長	健康福祉部長	健康福祉子ども・女性局長	農政部長	県土整備部長	都市建設部長	教育長	警察本部長
江崎	大森	丸山	三木	市橋	平野	竈橋	丹藤	堀	足立	野崎	藤井	堀	三田
禎	康		文	貴	孝	智	昌	智	葉	眞	忠	貴	豪
英	宏	淳	平	仁	之	基	治	考	子	司	直	雄	士
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君



○議長（水野正敏君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

+++++

○議長（水野正敏君） 日程第一を議題といたします。

ただいまから議題とした各案件について、各常任委員会委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。総務委員会委員長 今井政嘉君。

〔総務委員会委員長 今井政嘉君登壇〕

○総務委員会委員長（今井政嘉君） おはようございます。

総務委員会に審査を付託されました議案三件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案としまして、議第十五号の令和六年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳入予算補正については、総額百七十五億四千六百十二万三千円の増額となっております。その主な内容といたしましては、円安を背景とした企業収益の好調による法人二税の増収などにより県税を百四十億円、原資となる国税収入の増加に伴う追加交付などにより地方交付税を百六億九千九十三万八千円増額する一方で、内示の減額などにより国庫支出金を三十一億五千四百二十四万一千円、各事業の執行見込みなどを踏まえ、県債管理基金、県有施設整備・新型コロナウイルス感染症等対策基金などの繰入金を二百六億二千六百八十万六千円、それぞれ減額するものがあります。

歳出予算補正中、総務委員会の関係については、総額二百八十八億二千七百五十二万三千円の増額となっております。その主な内容といたしましては、国庫補助事業の精算に伴う返還金などについて、会計管理費を三十三億千三百七十五万三千円、税収に連動した市町村への交付金などの補正により諸支出金を百二億九千万円、それぞれ増額するものであります。

また、繰越明許費補正については、当委員会所管として、昨年十二月末に成立した国補正予算を活用する避難所の環境改善に向けた取組などについて、年度内の完了が困難なことから、それぞれの事業費を繰り越すものであります。

債務負担行為補正については、総合庁舎等における金融機関の派出廃止に伴い現金を入出金できる機器を新たに整備し、金融機関への送金を委託するものであります。

議第十六号の令和六年度岐阜県公債管理特別会計補正予算では、歳出において元金、また利子など、借入実績に伴う所要の補正を行うものであります。

また、議第十七号の令和六年度岐阜県用度事業特別会計補正予算では、歳出において、年度内の執行見込みに基づき所要の補正を行うものであります。

採決の結果、議第十五号のうち歳入予算補正、歳出予算補正中総務委員会関係、繰越明許費補正中総務委員会関係、債務負担行為補正中総務委員会関係及び地方債補正、議第十六号並びに議第十七号の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○議長（水野正敏君） 企画経済委員会委員長 藤本恵司君。

〔企画経済委員会委員長 藤本恵司君登壇〕

○企画経済委員会委員長（藤本恵司君） 企画経済委員会に審査を付託されました議案二件の審査の経過及び結

果について御報告申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案としまして、議第十五号の令和六年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として、総額二十三億五千九百六十三万五千円の減額となっております。その主な内容としましては、企業立地促進事業補助金において、交付予定企業の工場操業開始時期の変更等により交付時期が来年度以降になったことなどに伴い、三億三百二十万二千円の不用額を減額するほか、県制度融資関連予算において、令和二年度から三年度にかけて融資実行した新型コロナウイルス感染症対応資金の利子補給実績が見込みを下回ったことなどに伴い、二億六千九百七十二万一千円の不用額を減額するものであります。

議第十八号の令和六年度岐阜県中小企業振興資金貸付特別会計補正予算については、中小企業高度化資金の新規貸付案件が生じなかったことや、貸付先からの償還が減額見込みとなったことなどにより、二億六千八百六十七万一千円の不用額を減額するものであります。

採決の結果、議第十五号のうち歳出予算補正中企画経済委員会関係及び議第十八号の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

水素ステーションの整備における補助金申請の実績がなかった理由について質疑があり、土地の確保ができ

なかったことや採算性等の問題で申請に至らなかったとの答弁がありました。

また、市町村振興宝くじ交付金の減額理由について質疑があり、全国自治宝くじ事務協議会が示す令和六年度の販売計画などを基に当初予算額を積算したが、販売実績が計画を下回ったことにより減額するものであるとの答弁がありました。

以上、企画経済委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○議長（水野正敏君） 厚生環境委員会委員長 布俣正也君。

〔厚生環境委員会委員長 布俣正也君登壇〕

○厚生環境委員会委員長（布俣正也君） 厚生環境委員会に審査を付託されました議案四件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案といたしまして、議第十五号の令和六年度岐阜県一般会計補正予算のうち、歳出予算補正については、当委員会所管として、総額十七億七千四百十六万円の減額となっております。その主な内容としましては、一般廃棄物対策費について、浄化槽設置整備事業費補助金の市町村事業費の確定見込みなどに伴い一億三千三百十九万二千元、医療提供体制基盤整備費について、地域医療介護総合確保基金の積立金の財源となる国の交付金の内示に伴い、基金への積立金三億二千六百四十二万二千元をそれぞれ減額するものであります。

また、当委員会所管の繰越明許費補正については、追加分として介護サービス適正指導事業費など八件を計上するものであります。

特別会計については、議第十九号 令和六年度岐阜県地方独立行政法人資金貸付特別会計補正予算など三件

であります。

採決の結果、議第十五号のうち、歳出予算補正中厚生環境委員会関係及び繰越明許費補正中厚生環境委員会関係並びに議第十九号から議第二十一号までの各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において執行部から議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。いじめ等対策事業費についての質疑があり、ネット依存キャンプについて、今年度は国の事業として採択されず事業規模を縮小して実施したため、予算額を減額しているとの答弁がありました。

また、看護師等就労促進費についての質疑があり、看護補助者の処遇改善事業費補助金について、病床機能報告などの統計数値を基に最大限の人数が利用できるような予算を計上したが、利用実績が見込みを下回ったため減額しているとの答弁がありました。

以上、厚生環境委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○議長（水野正敏君） 農林委員会委員長 国枝慎太郎君。

〔農林委員会委員長 国枝慎太郎君登壇〕

○農林委員会委員長（国枝慎太郎君） 農林委員会に審査を付託されました議案二件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、執行部から説明があつた議案の概要を申し上げます。

予算関係議案としましては、議第十五号の令和六年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管としては、総額六十四億五千二百七十四万円の減額となっております。その主な内容としま

しては、国の補正予算を活用し、農作物における想定外の高温対策に必要な設備等の導入への支援のために三千三百八十万円、木材加工施設等の整備を支援する補助金として三千八百四十五万七千円をそれぞれ増額する一方、国の内示額や事業費の確定等に伴い、不用額を減額するものであります。

なお、当委員会所管の繰越明許費補正については、団体営農地災害復旧費など、追加分及び変更分三十九件を計上するものであります。

次に、議第二十二号の令和六年度岐阜県就農支援資金貸付特別会計補正予算については、借受者から納付のあった延滞違約金について一般会計へ繰り出しますので、三百九万円の増額となっています。

採決の結果、議第十五号のうち歳出予算補正中農林委員会関係及び繰越明許費補正中農林委員会関係並びに議第二十二号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において執行部から議案の説明を受け、質疑を行いました。その主な内容を申し上げます。農産物広域流通推進費の具体的な内容についての質疑があり、県産農産物を取り扱う団体が、岐阜県農業の現状や農産物の価格について消費者の理解を頂きながら消費拡大につなげる取組を支援するものであるとの答弁がありました。

また、キノコ生産資材の物価高騰対策についての質疑があり、この二年間で生産資材が高騰している現状を踏まえ、国の補正予算を活用して、きのこ生産資材調達支援事業により今後の生産に必要な資材の物価高騰分を定額支援するとの答弁がありました。

以上、農林委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○議長（水野正敏君）

土木委員会委員長 安井 忠君。

〔土木委員会委員長 安井 忠君登壇〕

○土木委員会委員長（安井 忠君） 土木委員会に審査を付託されました議案六件の審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

まず、執行部から説明があつた議案の概要を申し上げます。

予算関係議案といたしまして、議第十五号の令和六年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として、総額四億二千六十四万五千円の増額となっております。その主な内容といたしましては、県管理道路において、積雪や凍結時の安全な交通を確保するための経費として二十二億六千万円を増額する一方で、国内示額や事業費の確定などに伴い、不用額を減額するものであります。

なお、当委員会所管の繰越明許費補正については、追加分として河川維持修繕費など三十六件、変更分として道路新設改良費など二十件を計上するものであります。

また、債務負担行為補正については、当委員会所管として、国道三〇三号線鉄嶺トンネル（第三工区）新設工事など二件を新たに設定するものであります。

企業会計については、議第二十三号 令和六年度岐阜県流域下水道事業会計補正予算など三件、特別会計については、議第二十六号 令和六年度岐阜県徳山ダム上流域公有地化特別会計補正予算など二件であります。

採決の結果、議第十五号のうち歳出予算補正中土木委員会関係、繰越明許費補正中土木委員会関係及び債務負担行為補正中土木委員会関係及び議第二十三号から議第二十七号までの各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主な内容を申し上げます。

す。

除雪事業に関して、昨年度の名神高速道路で起きた大規模な滞留事案を踏まえ、今年度、大雪に伴う予防的通行止めの実施状況について質疑があり、昨年度の事案を踏まえ、国土交通省やNEXCO中日本など、関係機関と連携し基準等を定めた上で予防的通行止めを実施したことにより、大規模な滞留は発生しておらず、今後も引き続き関係機関と連携して対応していくとの答弁がありました。

以上で、土木委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○議長（水野正敏君） 教育警察委員会委員長 広瀬 修君。

〔教育警察委員会委員長 広瀬 修君登壇〕

○教育警察委員会委員長（広瀬 修君） 教育警察委員会に審査を付託されました議案一件の審査の経過及び結果についてを御報告申し上げます。

まず、執行部から説明のあった議案の概要を申し上げます。

予算関係議案としましては、議第十五号の令和六年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として、総額十一億一千五百五十一万円の減額となっております。その主な内容としましては、教育委員会関係では、小・中学校等の児童・生徒が利用するタブレット端末の更新費用を岐阜県公立小学校等情報機器整備基金へ積み立てる経費等として、十九億三千九百三十七万九千円を増額するものなどがあります。警察本部関係では、国民文化祭の開催に関する警察関係事務費の実績額が想定より下回ったことにより、一億五千二百四十三万五千円を減額するものなどがあります。

なお、当委員会所管の繰越明許費補正について、校舎等整備費など追加分二事業を計上するものであります。

採決の結果、議第十五号のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係及び繰越明許費補正中教育警察委員会関係については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

教育委員会関係では、更新するタブレット端末に関して質疑があり、およそ五年ごとに更新されるもので、ソフトウェアのアップデート等もなされ、機能性は上がっているとの答弁がありました。

警察本部関係では、県警ヘリの耐空検査が不要となった理由について質疑があり、令和五年度から令和六年度に繰り越して実施したオーバーホールにおいて耐空検査も行われたことから、別途検査を実施する必要がなくなつたものであるとの答弁がありました。

以上、教育警察委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○議長（水野正敏君） ただいまから、議第十五号から議第二十七号までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。各案件を各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正敏君） 御異議なしと認めます。よつて、各案件は各委員長報告のとおり決定いたしました。

+++++

○議長（水野正敏君） 日程第二及び日程第三を一括して議題といたします。

+++++

○議長（水野正敏君） 日程第四 一般質問を行います。あわせて議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。十九番 安井 忠君。

○議長（水野正敏君） 十九番 安井 忠君。

〔十九番 安井 忠君登壇〕（拍手）

○十九番（安井 忠君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いましてフレイル予防のための取組と市町村への支援について質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

さて、日本において人生百年時代を迎えつつある中、本年にはいわゆる団塊の世代と言われる方々が全て七十五歳以上の後期高齢者となり、今後八十五歳以上の人口が急増すると見込まれております。そのため、高齢者が安心を感じながら生活を送っていただく上で重要な要素となる介護分野におきましても、これまでの延長線の対応だけでは急速な高齢化の影響を乗り越えることは困難であると各方面より指摘されております。

介護保険の対象者の推移を見ますと、介護保険制度が創設された平成十二年四月末時点で六十五歳以上の被保険者は二千百六十五万人でしたが、令和四年三月末には三千五百八十九万人と一・七倍に増えております。

さらに、要介護や要支援の認定者数は二百十八万人から六百九十万人へと三・二倍に増加し、介護保険サービス利用者は百四十九万人から五百十六万人へと三・五倍に増加し、介護保険の対象者数の増加率を大幅に

上回る伸びを示しています。

要支援、要介護の認定者数の伸びにしたがって介護給付費も増加の一途をたどっており、令和四年度介護費用の総額は十一兆一千九百十二億円となり、平成十二年度から三倍を超える増加となっております。

昨今の動向を見ますと、年齢別の要介護認定率は低下し、一人当たりの介護給付費も減少傾向にはありますが、要介護認定率や一人当たりの介護給付費が急増する八十五歳以上の人口では、今後も右肩上がりで増加することが予想されております。それに伴って、介護費用の総額も増加する見通しです。

もちろん、加齢とともに身体機能が衰えるのはやむを得ませんが、要支援・要介護状態に移行する時期を少しでも遅らせることは、さきにも述べたとおり、今後とも介護費用の増加が見込まれる中で介護保険財政の持続可能性においても重要な課題となっております。そして、何よりも高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けるためにも、要支援・要介護状態に移行する時期を遅らせることは非常に重要であると思います。

ここで、フレイルという言葉を変えて紹介させていただきます。

フレイルとは、加齢により体力や気力が弱まっている状態のことで、健康な状態から、日常生活でサポートが必要な介護状態の中間的な状態と考えられます。イメージしやすい具体的な状況でいいますと、日常生活でサポートが必要な状態ではないものの、年齢とともに筋力が低下し疲れやすくなる、歩くのが遅くなる、食欲が減って体重が減り、さらに状態が悪化していくと、介護が必要になってくる状態です。

加齢によって心身の機能が低下し、さらに日常生活活動や自立度が低下していくことで次第に要介護状態に至っていくことから、フレイルは要介護の要因として非常に重要な状態になります。こうしたフレイルの進行要因には、低栄養による体重減少や筋肉量の減少による身体機能の低下、他にも疾患、精神的・心理的問題、

社会的問題、歯科・口腔の問題など、多様な要素が複雑に絡み合っているとされています。

一方、フレイルは病気そのものではなく、その本質は誰もが年を取ることに伴い生じる現象であり、適切な介入及び本人が改善を意識して日常生活における前向きな行動に変容することにより、フレイルになる前の状態に戻す可逆性が高いとされています。

さらに、フレイルの手前にある少し体力や気力が弱くなってきた状態のフレイル予備群、いわゆるプレフレイルほど、非フレイルへの改善度が高い調査結果が出ており、早い段階からフレイル予防に取り組むことは非常に重要であると思います。

こうしたフレイル予防に取り組む動きが社会的にも大きくなり、昨年七月二十四日にフレイル予防に先駆的に取り組んでいる県や市町村、学術関係者、民間企業が構成員となるフレイル予防推進会議が発足しました。参加する地方自治体を紹介しますと、神奈川県、山梨県、徳島県、高知県の四県が参加しており、県内の市町村におきましても、神戸町、輪之内町、安八町の三町が参加しています。

フレイル予防推進会議では、フレイル予防には次の三本の柱を意識して取り組むことが重要としています。

一つは、栄養です。適切な食事の質と量を摂取するとともに、安定した口腔機能の維持を持つことによって、食べられない、食べない状態を防ぎ、低栄養による筋肉量の減少を防ぎます。

二つ目は、身体活動です。有酸素運動や筋力トレーニングなどの運動を継続的に加え、日常生活の中で家事などの生活活動を継続していくことで体力や筋肉量が維持・向上いたします。

三つ目は、社会参加です。文化活動や地域活動など様々な活動に複数参加し、地域とのつながりを続けることがフレイル予防に大きく役立つとされています。社会とのつながりを失うことがフレイルの最初の入り口と

も言われています。

この三つの柱は、一人一人が日常生活の工夫で取り組むことができることであり、一つよりも二つ、二つよりも三つとも取り組むことが一番の効果を發揮いたします。

その一方で、三つの柱をないがしろにしますと、運動不足から食欲が湧かず、栄養不足になる。そして筋力が低下し歩くのがおっくうになり、外出の頻度が低下し、さらに運動不足が進んでいき、食欲が湧かず栄養不足になる。このように負の循環が加速度的に進んでいきます。

健康寿命の一層の延伸と介護保険運営の安定化、そして高齢者が健康に生きがいを持って活躍し続けるためにも、フレイル予防に効果的である、この三本の柱を広く啓発し、早い段階からのフレイル予防に取り組んでもらうことが必要です。私の地域の安八郡におきましても、フレイル予防に関する住民主体の自助・互助活動の推進を政策として打ち出し、フレイル予防に取り組んでいるところでございます。

こうしたフレイル予防の自助・互助活動には全県下でも取り組まれておりますが、行政側も一方的に施策を進めるのではなく、効果的に施策を進めるためにも配慮が必要です。行政側の配慮としましては、フレイル予防について前面に出過ぎず、地域住民自身の自助・互助の活動の生み出す力を適切に見守りつつ、側面から支援するという姿勢が極めて重要とされます。

また、フレイル予防の啓発活動により、高齢者自身の気づきと高齢者同士の互助意識を呼び起こすことに加え、さらに無関心層が自然にフレイル予防に取り組むことができる環境整備にも期待したいところであります。自然にフレイル予防に取り組むことのできる環境整備を進めることで、無関心層に対し効果が期待できるだけでなく、意識のある人もより一層行動しやすくなるための高齢者同士の互助も進むことが期待されます。

一方、一人で食事を取る孤食では、誰かと一緒に食事を取る共食に比べ欠食が多く、食品の多様性が少ないという報告があります。同居家族がいるにもかかわらず孤食の状態にいる高齢者は、フレイルに密接して関係しているという報告もあります。共食であれば、三本柱の一つの栄養に対する取組として有効であると同時に、無関心層にもフレイル予防の効果が期待できます。今後、独居の高齢者が増えていく中で、コミュニティの中で共に食事ができる環境整備、共食の機会を増やせば会話の機会を増やすことを通じて口腔機能の改善や鬱予防などにも期待ができるのではないのでしょうか。

さらに、身体活動に関しても、歩きやすいウオーカブルな環境によってこの活動量が増えるという報告も多々あります。高齢になると、退職したり独居になったりすることを契機に社会とのつながりが減ってしましますが、そのようなときでも歩いて行けるところに通いの場があれば社会とのつながりが保たれやすい、地域住民自身の自助・互助により要介護認定や認知機能低下が抑制されます。

そして、介護予防に資する目的で整備が進められている住民主体の通いの場に限らず、生涯学習やスポーツ振興など、介護予防以外の担当部局が行っている就労、産業界によって運営されている広い意味での通いの場にも介護予防効果が大きく期待できるのではないのでしょうか。

ここで、健康福祉部長にお尋ねいたします。

高齢者が健康で生きがいを持って活躍し続けるにはフレイル予防が重要と考えますが、市町村への支援や県の取組についてお伺いをいたします。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍 手)

○議長（水野正敏君） 健康福祉部長 丹藤昌治君。

〔健康福祉部長 丹藤昌治君登壇〕

○健康福祉部長（丹藤昌治君） フレイル予防のための取組と市町村への支援についてお答えを申し上げます。

フレイル対策については介護予防事業の実施主体である市町村等において行われており、県ではその先進事例を情報提供するなど、市町村等の取組を後押ししています。

また、県においても栄養や食がテーマのフレイル予防講座を開催しているほか、リハビリテーション関係団体に対し、介護予防とフレイル対策の指導者育成に係る経費を支援しています。加えて、昨年度からは仕事やボランティアで活躍している高齢者の事例を広く県民に紹介し、社会参加を促しているところです。

さらに、来年度からは現在県庁に設置している高齢者生きがいづくり応援窓口の相談員が地域の高齢者が集まる喫茶店などに出張し、これまでの知識や経験を生かしたい、新しいことに挑戦したい、仲間づくりがしたいといった高齢者一人一人の多様なニーズを酌み取り、きめ細やかに相談に対応してまいります。

こうした取組を通じて、引き続き高齢者が健康でいきいきと活躍できる社会づくりを進めてまいります。

○議長（水野正敏君） 三十番 田中勝士君。

〔三十番 田中勝士君登壇〕（拍手）

○三十番（田中勝士君） 皆さん、おはようございます。

議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず前半の質問では、人口減少時代において知事が目指す社会の姿についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いたします。

江崎知事の当選から一か月半が経過しました。この間、私自身、特に印象に残っている出来事があります。それは、一月二十九日の事務引継の際の古田前知事とのやり取りです。

引継ぎ終了後、古田前知事は江崎新知事に対しバトンを渡したとコメントされました。これに対する感想を記者から問われた江崎知事は、バトンというよりはたすきを受け取ったと感じていると答えられました。トラックを周回するリレーのように、これまでと同じ道のりを走るのはない。自分たちは駅伝のように目の前に広がる新しい道を走るのだ。私の勝手な解釈ですが、このたすきという言葉に、岐阜県の新たな未来を切り開いていこうとする知事の強い意志を感じた次第です。

正式な就任は二月六日でした。その後は息もつかず、僅か一週間と限られた時間の中、ほぼ組み上がっていた新年度予算案を十の目指すべき目標に沿う形に組み替えられました。また、それと併せてその実現に向けた体制整備として組織の再編成も行われました。御自身も江崎カラーが出せたと述べられていましたが、江崎県政が見事なスタートを切ったことは誰もが認めるところだと思います。

この間、記者会見や議会における所信表明など様々な機会を通じ、知事は自らの思いを発信されています。その中で、これはあくまで私が個人的に感じたものですが、江崎知事は大きく二つのことに挑戦しようとしていると考えています。

一つは、この四年間に拾い上げてきた県民の声、つまり現場で抱えている様々な課題の解決に向けて政策で応えるということ。具体的には、耕作放棄地の問題や鳥獣害対策、地域のつながりの希薄化の問題、出産・育児に対する不安の解消などが上げられています。

また、先日開催された自民党岐阜県連の勉強会では、女性の活躍と働き方の問題をはじめ、県内食料自給率

の向上や地方におけるエネルギー自給、これからの教育が目指すべき姿などについて熱く語っておられました。そして二つ目の挑戦は、人口減少という社会構造の大転換期に、行政に携わる者の使命として時代に合わないくなった制度を変え、よりよい社会を築く先駆けになるということです。

知事は折に触れ、現在の日本社会が直面する様々な課題に挑戦する。日本で必要な政策の答えは全て岐阜県から発信する。国の法制度の見直しも視野に入れた政策立案を行うなどと発言されています。

恐らく、多くの人々の頭の中には、本当にそんなことができるのかとか、そんなことまで目指す必要はないのではないか、あるいは現在の法体系や制度の中でできることを工夫してやればいいのではという考えが浮かんでいると思います。また、選挙のときから使われている安心とワクワクというキャッチフレーズのインパクトが強過ぎて、これから展開されようとしている政策と将来の岐阜の姿がうまく結びつかない県民も多いのではないかと感じています。そうした疑問や不信感に応えるためには、知事自身がどのような社会を目指しているのかを示し、県民とそれを共有していく必要があります。

そこで、今回の質問では、岐阜知事はこの人口減少時代にどのような社会を目指しているのか。そこで行政はどんな役割を果たすべきと考えているのか。そして、その過程の中で岐阜県はどう生まれ変わっていくのかという視点から質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

昨年の十二月議会でも紹介させていただきましたが、人口減少時代にどのような社会を目指しているのかというテーマについては、今から十七年前の二〇〇八年、古田前知事に対しても同じ質問をさせていただきました。

ちなみに、この年は岐阜知事が総合企画部の次長として岐阜県に出向された年になりますが、国全体として

は、ちょうど我が国が人口減少社会の入り口に立っていた時期にも当たります。このときの答弁についてはさきの議会でも紹介させていただきましたが、時代の変遷を確認する意味も含めて、再度要約して紹介させていただきます。

世界史においても日本史においても、何回か人口減少というものがあつた。そして、それを克服する中で新しい文化や社会が生まれてきた。そうした経緯の中で、今回の日本の人口減少の中でどのように新しい価値観、新しい社会・文化が生まれていくのか、今はまだその途上にある。右肩上がりの時代には量とスピードを競うという時代の価値観があつた。これからは、恐らくもつと落ち着いた価値観、質の問題、豊かさ、多様性という、そうした価値観に変化しながら、それにのっとつた新しい社会や文化やライフスタイルが生まれてくるのではないかと考えている。これからの望ましい社会像としては、人口減少時代にあつて一人一人が主役になり、相互につながり交流する中で、地域の魅力など、県の潜在能力、いわゆる地域資源が引き出され、地域が活力を得ていく姿ではないかと思つてゐる。大変抽象的ではあるが、人や地域が光り輝く社会と、こう言つてもいいのではないかと思つてゐる。人口減少時代は、人や地域の身近な資源が注目され、その価値が高まつていく時代になる。そういったことのための場をつくる環境整備というのが県の役割と考えてゐる。

今御紹介させていただいたように、この答弁の中で古田前知事は、人口減少時代には量やスピードから豊かさや多様性といった価値観の変化に伴い、新しい社会や文化、ライフスタイルが生まれる。そこで目指すべきは人や地域が光り輝く社会であると、このように述べられたわけです。

その後の県の取組により、特に身近な地域資源の価値を高めるといふ意味においては、伝統的な文化や芸能、歴史的文化財などの掘り起こしと発信などが積極的に行われ、これについては大きな成果を収めたと感じてい

ます。

その一方で、皆さんも御存じのとおり、我が国では、特に地方を中心としながら人口減少と少子高齢化に伴う人口構造の変化が急速に進行し、その結果として様々な現実的問題が顕在化し、社会のあらゆる場面でこれまでの制度や生活の在り方が行き詰まってきました。例えば高齢化に伴う医療費の増大と介護人材の不足、少子化と都市部への人口流出による地域社会の担い手不足、外国人コミュニティーの出現と治安悪化への不安などです。

そのような中、今紹介した答弁から十年後の二〇一八年、国に復帰された江崎知事は、「社会は変えられる世界が憧れる日本へ」と題された著書を出版されました。この本は全部で二百ページ余り、全四章から成っており、本の帯には「超高齢社会の処方箋」と記されています。この言葉のとおり、この中で知事は、急速に進む高齢化の中、特に国民皆保険制度と医療の問題に焦点を当てながら、私たちはどのような社会を目指すべきなのか示されています。

昨年末から高額療養費の自己負担引上げ問題、これについては結局見送りが決まったようですが、この問題が大きな注目を集めています。知事は既にこの著書の中でこうした問題が起こることも見越した上で、治療を主体とする我が国の医療と保険制度の限界を指摘されています。そして、現状のままでは世界に誇る我が国の医療保険は崩壊するとして、健康長寿を基本とした社会経済システムを構築すべきと提言されています。

その他の内容については当然ここでは紹介できませんので、ごく一部ですが、今回の質問に関わりがあると私が勝手に思っている箇所を抜粋して紹介させていただきます。

今、私たちはどこにいるのか。現在、私たちはかつて経験したことのないほど大きな社会構造の転換期を迎

えています。ただし、これは決して誰かが悪いわけではなく、単に環境が変化しただけです。しかも、この変化は案外悪いものではないかもしれません。今なすべきは、これまでのしがらみや立場を超えて、時代の転換期にあるこの国の在り方を変えることです。

重厚な組織や体制ほど、行き着くところまで行かないと方向転換できないものです。個々の当事者は問題を認識していても、自らリスクを負って変えようとするにはあまりに問題が大き過ぎると感じ、無理だと諦めてしまうのです。人は、社会が直面するであろう大きなリスクを回避することより、今自分に降りかかる目の前の小さなリスクの回避を優先するものです。一人の頭で考えればすぐに出せる当たり前の結論が、大きな組織で時間をかけて議論すると逆の結論になることも少なくありません。

国や制度は何のためにあるのか。それは人々を幸せにするためです。長く続いた戦乱の世を終わらせた江戸幕府も、時代の変化の中で終えんを迎えました。世界史の中でもまれに見る平和と安定を実現した江戸幕府は、時代の経過とともに自らつくり上げた常識やおきてに縛られ、身動きが取れなくなっていたのです。

社会は常に変わり続けます。その変化に気づき、適切に対応できるかが、その後の展開を大きく変えます。超高齢社会という、人類がこれまで経験したことのない時代が暗く沈滞したものになるか、それとも明るく楽しいものになるかは、ほかの誰でもない私たちが選ぶのです。時代の変化に類かむりしてやり過ぎすことはできません。少しでも早く適切にかじを切ることが必要なのです。

一応、原文のまま紹介しましたが、あちこちのページから切り取ったものをランダムに並べましたので、もしかしら著者の意図するところが正しく伝わらないかもしれません。その点は御容赦ください。

当然のことですが、この本は国の中枢で仕事をしてきた国家公務員としての経験、そして岐阜県職員として

の経験に基づいて書かれています。それから三年後の二〇二二年、知事は岐阜県知事選挙に立候補し、落選されたわけですが、この後再挑戦した今年までの四年間にわたり、県内をくまなく歩いてこられました。知事の言葉を借りて言えば、十七万キロにも及ぶ県内行脚です。

恐らく数え切れないほどの人と出会い、多くの現場を見てこられたことと思います。これらで得られた体験には、江崎禎英という個人がもとも持っていた国家公務員の視点と県職員の視点に、何の肩書もない一人の県民としての視点、そしてこれから岐阜県知事を目指す者の視点も加わっているものと思います。

そこで、江崎知事に一点目の質問です。

この四年間、県内を歩いてきた率直な感想についてお聞かせください。

続いて、二点目の質問です。

知事は、これまでの体験を基に、選挙中をはじめ、就任後もいろいろな場面で様々な制度が時代に合わなくなっている、うまくいかなくなっていると発言されています。こうした制度がうまくいかなくなっている理由についてどう考えているのか、知事の考えをお聞かせください。

改めて言うまでもなく、現在の日本は人口減少社会の真ただ中にあります。その中で私たちは、高度化、複雑化した社会システムをどう維持していくのか、どのようにして人口減少に歯止めをかけるのかという問題、つまり目の前の課題の解決と不安の払拭に血眼になって取り組んでいます。

先ほどの知事の著書の引用でも紹介したとおり、こうした時代だからこそ私たちは思い切っにかじを切らなくてはなりません。そのためには、冒頭にも申し上げたとおり、我々はどんな社会を目指すのか示し、県民と共有する必要があります。知事は、先日の所信表明の際にも、岐阜県から政策を発信し、現在、日本社会が直

面する様々な課題に挑戦し、県民と共に明るい未来をつくると宣言されました。

そこで、知事に三点目の質問です。

江崎知事は、この人口減少時代にあつてどのような社会を築くことを目指しているのでしょうか。そして、その過程の中で行政はどういう役割を果たすべきと考えているのでしょうか。その結果、岐阜県はどのように生まれ変わっていくのでしょうか。知事が描く希望ある未来の姿についてお聞かせください。

前半の質問は以上です。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（水野正敏君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 皆様、おはようございます。

田中議員からは大切な質問をいただきました。また、私の書いた本を読み込んでいただきまして本当にありがとうございます。心して答弁をさせていただきます。

まず最初に、この県内を四年間歩いてきた率直な感想をというお尋ねでございます。

この四年間、県内各地を回る中で感じましたことですけれども、岐阜県は本当に広いということ、そしてどこに行ってもすばらしいものがたくさんあるということでございます。豊かな自然や景色、おいしい食材だけでなく、その地域に根づいた文化や歴史、特に人のつながりなど、枚挙にいとまがありません。

ただ、興味深いことに、ここはすばらしいですねと言うと、大半の地元の方は、いや、ここには何もありませんよとおっしゃる。そして、ほぼ例外なく、今この地域は子供がどんどん減って若者がいなくなり、これからどうなるか心配ですという言葉が続きます。

一方で、結婚を機に県外からいらつしやった女性からは、かなり山間部だと思える地域であっても、いや、ここはとても暮らしやすくていいところですよといった答えが返ってきます。

四年間、県内を回つてこうした声を聞くとともに、県外の方々や旅行者からもお話を聞いてまいりました。その結果、岐阜県は多分、全国的に見ればかなり豊かである上に、世界遺産級のよいものはたくさんあつても、地元の人にはそれが当たり前過ぎて見えなくなり、ないものばかりに目が行つてしまう。そうした大人たちの声を聞いて育つた子供が、いつかはこのまちを出て何でもある都会に行こうと思つてしまつていてのではないかと、そんな思いに突き当たつております。

これは何も岐阜県だけではないと思いますが、特に岐阜県の場合は、日本の中心にあつて津波の心配はなく、自然環境も豊かで土地や物価も安く、そして暮らしやすく、交通網も整備されているという条件が整つております。そういう点からすれば、本来この県は人口が増えてもよさそうなものなんですが、実態はその真逆になっております。

今、日本社会は少子高齢化が進む中、混迷を極める国際情勢や激甚化・頻発化する自然災害、さらには円安に伴う物価の上昇に苦しんでいます。そんな中にあつて、ほかのどこでもない、この岐阜県だからこそできること、やらなければならないことがあります。それを実現していくのが、私たち岐阜県に住む者の役割だと考えております。その上で、現行制度がうまくいかなくなつてい理由についてお尋ねをいただきました。

我が国の社会経済システムの多くは、先ほども御指摘がありましたけれども、日本が戦後復興期を経て世界一の経済力を謳歌した時代につくられております。その結果、制度の多くは人口や経済活動が右肩上がりの状況を前提としており、希少な資源を厳格に管理するとともに、効率性を優先した社会構造にマッチした仕組み

でありました。

しかしながら、少子高齢化が進み、かつてのような経済成長が見込めず、価値観も多様化した社会においては、そうした既存の考え方に基づく制度がうまく機能しないことは明らかです。

ちなみに、私が携わった例で申し上げますと、平成七年、覚えていただいていると思いますが、当時バブルが終わりの頃だったと思いますけれども、ドルやポンドといった外貨は外国為替銀行しか取り扱えませんでした。このため、日本の企業は自動車や家電などの輸出で得たドルを一旦円に換えて国内で子会社との取引を行い、子会社はもう一度その円をドルに換えてから海外の部品メーカーと取引を行うため、膨大な為替手数料を支払わなければなりませんでした。国内で外貨を自由に取り扱うことができればこんなことは一切不要だったんですけど、当時はそれができませんでした。

ちなみに、この外国為替管理制度というのは戦時中、そして経済復興期に極めて貴重であった外貨を厳格に管理するための制度でありました。ところが、その当時はもう既に貿易黒字で膨大な外貨を保有しているにもかかわらず制度の見直しが行われなかったことから、産業界にとつてもない過剰な負担をかけていたという実態がございました。

このため、当時はあり得ないと言われました外為法改正、これができないかということで取り組んだわけですが、最終的にいろいろありましたけれども、事前の届出許可制度は廃止になりました。その結果、外為事業者への手数料が大幅に削減されたということがございました。

そして、今後我々が取り組むべきテーマとしましては、特に土地利用の規制についてであります。

具体的には、農地や山林を活用するに当たって、所有権の確定や移転手続に膨大な手間やコストがかかるこ

とから、事実上、土地の利用そのものを断念せざるを得ない状況が頻発しております。特に、相続に伴う所有権の移転をめぐるのは、登記手続がなされないまま何年も放置された結果、相続人の数が増え、手続に要するコストが土地の価値を大きく上回り、ますます手続がなされないまま放置されるといった悪循環が生じております。

この結果、木の国、山の国と言われる岐阜県では、民有林の多くで所有者や境界が確定できず、利用が進まない原因となっています。まさに貴重な土地を管理するためにつくられた制度が時代の変化に合わせて見直されてこなかったことから、かえって土地の利用を妨げ、その価値を毀損するという典型的なケースだと思っております。

このように、その制度がつけられた時代には合理性があつた制度ですが、時代の変化とともにかえって社会経済活動の妨げとなっている例はたくさんございます。こうした問題に果敢に取り組むことで貴重な資源の持つ可能性を最大限發揮することが、未来の可能性を大きく広げることになると考えております。

そして、未来ある希望の姿、その中で行政というのはどういう役割を果たすべきかというお尋ねがございました。

現在、国際情勢が混迷を極め、自然災害が激甚化・頻発化する中で、多くの方々が将来に対して不安を感じている日本社会において、この岐阜県だからこそできることがあります。それは、子供たちが安心して暮らせる未来をつくるため、食料とエネルギーの自給率を高めるとともに、高齢になっても障がいがあっても社会で活躍できるよう雇用の在り方を見直し、子供たちが感性を磨き、生きる力を高められる教育環境をつくることです。

そのために岐阜県に必要なのは、意識改革と地域の協力です。今の生活が何とかなっているからといって、問題を先送りしてはいけません。現状維持は衰退を意味します。変わらなければならないとき、人は往々にして知識と常識で間違えるんです。

次に行政の役割についてですが、公務員というものは決まった制度やルールにのっとって仕事を進めることが基本です。この結果、公務員が最も得意なのはできない理由を考えることです。そして、最も苦手なことは一度決まったルールを変更することだと言われています。これは、組織が大きくなればなるほど顕著でございます。先ほど先生も触れていただきましたけれども、人は将来社会が直面するであろう大きなリスクを避けるより、今自分が直面する小さなリスクを避けることを優先する生き物だからです。

ただ、社会のために働く者は、その逆でなければならないと思っています。公務員というものは本来それをするための職業であって、だからこそ県民の範になれるのだと思っております。

私は皆様とともに、その未来をつくるために、知事として今ここに帰ってまいりました。安心とワクワクにあふれ、人や物が集まる岐阜県をつくることは可能です。これから求められる社会経済システムや新しい社会のルールをつくるため、未来につながる政策を発信することで、日本だけでなく世界から注目される岐阜県にしていきたいと思います。以上でございます。

○議長（水野正敏君） 三十番 田中勝士君。

（三十番 田中勝士君登壇）

○三十番（田中勝士君） 御答弁ありがとうございます。

後半の質問では、江崎知事の政策目標実現のための手法について、少し掘り下げて質問したいと思います。

政策オリンピックとトップランナー方式の考え方については、先日の県政自民クラブの代表質問などにより既に説明されています。そして、こうした新しいアイデアを実行に移すことも含め、複数の部局にまたがる重要課題についての政策立案を行うため、知事は組織を再編成し、総合企画部内に未来創成局を新設すると表明されました。この未来創成局のある意味最も大きな役割の一つが、法制度の見直しも視野に入れた政策立案です。

お気づきの方も多いと思いますが、知事は自身の方針などを表明される際、その発言の中で法制度の見直しに何度も触れられています。

そこで、未来創成局の新設と法制度の見直しも視野に入れた政策立案に至った知事の考えを知るため、先日岐阜新聞に掲載されたインタビュー記事を原文のまま紹介したいと思います。

組織改編によって社会の制度に対してしっかり物申していける未来創成局を新設する。この法律をこう直したらいいと国に提案できるチームを目指す。私が国家公務員だった頃、百億円の予算を取ることよりも、一つの法改正をしたほうが社会的効果があることを何度も経験した。

県はこれまで国に言われたことを忠実にやるが多かったが、国の言うことが必ずしも正しいわけじゃない。国全体としては正しくても、現場から考えると当てはまらないこともある。私は国家公務員だから分かるが、国が全ての答えを持っているわけではない。霞が関で机に向かっていても思いつけることは少ない。むしろ、国からすれば現場に何かよい答えはないのかと思っている。

だったら、岐阜県がやっているやり方はいいよね、岐阜県の取組は面白いと思わせるように発信していけば、まさにこの国が変わる。国が岐阜県の取組を念頭に制度や予算をつくれば岐阜県にアドバンテージが生まれる。

そんな流れをつくりたい。以上が記事の内容です。

皆さんも御存じのとおり、これまでの県から国への意思表示といえば、その大部分が予算や制度上の要望でした。ましてや、県から国に向けての法改正を視野に入れた政策提案というものはほとんどなかったと思います。未来創成局は今までなかった新しい発想に基づく組織であり、ある意味、江崎県政推進の中心的役割を担っていくものと思われます。

この新設された狙いについてはインタビューから読み取れますし、もし仮に岐阜県が先進的に取り組んだ政策が国の政策となり、さらにそれが全国で実践されれば、こんなすばらしいことはありません。

その一方で、新しい取組であるがゆえに、それがどう進められるのかイメージしづらく、特に国への政策提案の部分についてどのようにして実行に移していくのか、私を含め多くの人が興味を持っていると思います。それを踏まえて、知事に二点質問させていただきます。

一点目、百億円の予算を取ることも一つの法改正をしたほうが社会的効果があることを何度も経験したということですが、そう言われても一般県民にはぴんとこない人も多いかと思えます。もし分かりやすい事例があれば、お示しいただきたいと思えます。

二点目、未来創成局では、法制度の見直しも視野に入れた政策立案を行っていくことですが、これは今後どのように進められていくのでしょうか。知事の考えをお聞かせください。

最後は、県政総点検の実施について質問したいと思います。

今回提案されている新年度予算案は、若干の追加や内容の見直しはあるものの、ほぼ組み上がっていた予算案を知事が掲げる政策目標に合わせて再編成したものとなっています。知事自身もその説明の中で触れておら

れますが、予算案の中にある各事業は、これまでの経緯や社会情勢などを踏まえて県職員が必要と考えたものを積み上げたものです。限られた時間の中、スピード感を持って江崎県政はこうなるという形を示せたのは非常によかったと思っていますし、現実的に考えると、来年度については今後の補正予算等で補完しながら、できるものから手をつけていけばよいと思っています。また、より大きな課題については、様々な手法を駆使しながらじっくりと取り組むことも必要です。

ただし、知事自身が予算案の中で掲げた今後検討を進める施策などを実行に移すためには、もつとめり張りが必要かもしれません。

御記憶の方もいると思いますが、今から二十年前、古田前知事が就任した際には、県政の自己改革と県職員の意識改革を目指して政策総点検が実施されています。

ここでは、当時の県議会議事録を引用しながら、その内容を紹介したいと思います。

これは二〇〇五年二月定例会、つまり古田前知事が就任して初めての県議会における県政自民クラブの代表質問に対する答弁です。

ちなみに、このときの質問者は猫田 孝先生です。分かりやすいように少し手を加えていますので御承知おきください。

この政策総点検は、県政自身の自己改革と県職員の意識改革につながるものでなければならぬと考えている。県庁としては、全組織、全職員を挙げて取り組むよう、知事直轄の組織として政策総点検本部を設置した。さらに、第三者機関として県議会、市町村、NPO等の非営利組織、有識者、各界各層の代表で構成する政策総点検県民委員会も設置することとしている。

また、分野は大変多岐にわたるので課題別の分科会を設置するとともに、その課題に精通した専門委員も選任する。この政策総点検本部と政策総点検県民委員会が協働関係に立ちながら、広く県民の意見を伺いながら実施していきたいと考えている。

総点検は、これから約一年間をかけて実施するが、この夏ぐらいまでは、県民の声を幅広く伺うことに重点を置いていきたい。そして、半年をめどに中間的な取りまとめを行い、早期に対応可能なものについては補正予算で柔軟に対応していきたい。

また、後半は政策にめり張りをつける議論に重点を移して、生かすべきものは生かし、改めるべきものは改めるという姿勢で、政策の発展、継続、縮小、廃止、民間への移管などの明確な方向づけを行いながら、これを来年度予算に反映していきたい。

このように、前回の総点検は全組織・全職員を挙げて取り組むという号令の下、約一年をかけて大々的に実施されました。ただ、私自身の率直な感想はと申しますと、知事交代による県政の刷新をアピールする効果はあったかと思いますが、あまりにも多くの人や団体が関わる中、膨大な手間と時間をかけて行われた結果、結果としてそれまでのしがらみや常識などがそのまま残ってしまい、政策の方向づけといういわゆる点検効果については十分発揮できなかったと思っています。

冒頭にも申し上げましたが、今回は二十年ぶりの新知事誕生です。前回の反省を踏まえながら行えば、総点検は県政の改革と刷新の有効な手法だと思います。つまり、やり方次第です。

先日、質問初日の様子を新聞が報じましたが、これによると江崎知事になって議会答弁の打合せ方法が変わり、職員の負担が軽減した。さらには、こうした取組が自由に議論を交わせる組織風土づくりにもつながりつ

つあるとのことでした。こうした様子を見ると、江崎県政スタートからまだ僅かな時間しかたっていないませんが、既に県政改革は始まっていると感じています。

しかし、県政全体を見渡してみると、先ほど紹介した著書の中で上げられていた江戸幕府のように、もしかしたら岐阜県も時間の経過とともに自らつくり上げた常識やおきてに縛られ、身動き取れなくなっている部分があるかもしれません。

時代の転換期にあつて、これまでのしがらみや立場を超えてかじを切るためには、まずは政策について拡充、継続、縮小、廃止、移管などの仕分を行った上で必要なものは追加する、さらには予算編成や人事の在り方、国、他の都道府県や市町村との連携の在り方、各種団体との協力の在り方や県民との意思疎通の方法など、県政全般にわたる総点検が必要だと考えます。

そこで、江崎知事に質問です。

県政総点検の実施についてどう考えているのか、知事の考えをお聞かせください。

今回の質問は以上です。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○議長（水野正敏君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 御質問ありがとうございます。

まずは社会的効果がある法改正の事例、特に百億円の予算を取るよりも一つの法改正をしたほうが効果がある事例ということでございます。

まずは、先ほど触れました外為法の改正がございすけど、これは産業界の負担となっておりました膨大な手数料が一つの法改正によってなくなった例でございす。

次に、予算による対応より法改正のほうが効果がある事例としましては、再生医療、これの実用化が分かりやすいと思います。皆様、山中先生がノーベル賞を受賞されたIPS細胞。これは再生医療ですけれども、この件を事例として御説明をさせていただきます。

これは、実は平成二十四年に私が岐阜県庁からの出向を終えて国に戻った直後の仕事でございました。経済産業省の生物化学産業課長に着任と同時に与えられた仕事が再生医療を実用化せよというミッションでございました。

当時、再生医療につきましては既に世界的にも注目され、多額の研究費が費やされていましたが、実用化には残念ながら程遠い状況でございました。なぜこれほど注目される新技術が実用化できないのか、多くの専門家や関係者の話を聞くうちに、薬事法、これが原因であるということに気づきました。

再生医療というのは、御案内のとおり、生きた細胞を治療に使うという全く新しい技術にもかかわらず、化学物質を薬として審査する場合と全く同じ薬事法のルールに基づいて手続が厳格に適用されるため、およそあり得ないような条件での臨床データを求めるなど、出口が全く見えない状況でございました。

当時、薬事法を改正するなどといった発想は、厚生労働省にも医療界にも学会にも全くありませんでした。ある意味素人の強みで問題点を素直に指摘してみたんですが、関係者からは、おまえは頭がおかしいのかとまで言われました。

薬事法は、もちろん厚生労働省所管の法律であります。経済産業省のほうから何度も議論を持ちかけて厚生

労働省と最後は認識を共有いたしましたして、その後、二年余りで薬事法は医薬品医療機器等法、いわゆる薬機法という形に改正され、同時に再生医療等安全性確保法が制定されました。おかげさまで、当時世界で最も進んだ法制度として、私もアメリカ、ヨーロッパに呼ばれて講演をさせていただきました。これにより、再生医療の実用化に向けた流れは大きく加速することになりました。

この際に、関係者からはこの法改正は百億円の予算を取るにも勝ると評価をいただきまして、またそれによりましてルールを見直すことが政策目標を達成する上で極めて有効であるということを実感しました。ちなみに、当時は医療政策について様々な議論がありましたけれども、厚生労働省の側で力を尽くしてくださったのが、今そこにいらっしゃる健康福祉部長の丹藤さんです。

さて、一般の方だけでなく、公務員におきましても、これは法律ですからと言われると尻込みしてしまい、発生した問題についても現行の法律や制度の範囲内で解決策を模索しようとする傾向にございます。しかし、障害になっている制度や法律が変わらなければ、せっかく計上した予算も一過性のプロジェクトに消費され、問題の解決にはつながりません。

本当に何が問題なのかを突き詰めていくことが解決に至る近道であること、この社会をよくしたいという純粹な思いで取り組み、必ず道は開けるものと確信しております。

次に、未来創成局における法制度の見直しも視野に入れた政策立案の進め方についてお尋ねをいただきました。

先ほど申し上げましたけれども、現在、岐阜県では多くの県民が不安と閉塞感を感じている状況でございます。もはや、現状維持は衰退を意味する言葉です。

安心とワクワクにあふれる未来をつくるためには、従来にはない新しい発想での検討が必要です。このため、部局横断的な課題や、場合によっては県の行政範囲を超えたテーマを扱う特別チームとして、未来創成局を今回設置をお願いしているところでございます。これは、就任当初に申し上げました、難しいほうの課題に着手するための組織であると思っております。

未来創成局では、政策の実現に向け、まずは課題の棚卸しをしつかり行つてまいります。その中には、当然、国の法制度に関わる問題も少なくないと思われまふ。その課題に関わる法律や規制がつけられた背景、そして経緯、実際の運用状況を整理した上で、現状に照らしてあるべき姿を検討してまいります。

このあるべき姿を実現するに当たつては、現在存在する様々なツールを活用してまいります。まずは、地域や分野を限定して国の規制を緩和するなどの特例措置をつくりまふ構造改革特区制度、いわゆる特区ですね。これのほか、AIやブロックチェーンなどの革新的技術や、それを用いたビジネスモデルの実証実験を通じて新たな規制の在り方を考えるための規制のサンドボックス制度というのがございます。さらには、現行規制の適用範囲が不明確な分野での適用の有無を事前に明確化できるグレーゾーン解消制度など、既にある様々なツールを駆使して対応してまいります。

これによりまして、実践的な視点から法律も含めた制度の在り方を検証し、必要な政策を国に提案してまいります。

最後に、県政総点検の実施についてお尋ねをいただきました。

私は、令和三年の知事選挙以来四年間、県民の皆様と対話を重ね、様々な課題を研究してまいりました。私にとりましてはこれを江崎県政の第ゼロ期と認識しており、その集大成が目指すべき十の目標でございまして。

就任後、直ちに県職員の皆様のお力を借りし、結集して、極めて短期間ではありましたが、当初予算案の編成と組織の見直しが実現したところでございます。その編成に当たりましては、知事交代に伴う県政の混乱を極力避けるため、前知事の下でまとめられた当初予算案を一旦全て受け止めた上で、十の目標に沿って再編成し、これに直ちに行うべき施策を追加する形で予算作業を行っていただきました。

今後、それぞれの予算執行段階におきまして、十の目標にかなった施策であるか否かを精査した上で事業を実施してまいります。その上で、さらなる環境の変化や新たな課題が明らかとなった場合には、議員御指摘のとおり改めて政策の総点検を行ってまいりたいと思っています。以上でございます。

○議長（水野正敏君） 二十六番 水野吉近君。

〔二十六番 水野吉近君登壇〕（拍手）

○二十六番（水野吉近君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、大きく五点にわたり質問をさせていただきます。

江崎知事におかれましては、御就任おめでとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

初めに、県が管理する道路照明のLED化の取組状況と、リース方式の導入に向けた今後の方針について伺います。

道路照明の灯具、電球のことです、をLED化することは、その数の多さから電気代の削減と脱炭素社会の実現に大きな効果が期待できます。

そもそも道路照明は、トンネル内の照明灯と道路上に立っている支柱式の道路照明灯の大きく二つに分けられます。今回は、これら道路照明灯のLED化の現在の取組状況と、特に支柱式の道路照明灯の今後の取組方

針についてお尋ねしたいと思います。

まずトンネル照明のLED化については、岐阜県トンネル維持修繕計画に定められております。これによれば、計画の対象となるトンネルは令和六年五月時点で百八十本となっており、トンネル本体は五年に一回の点検結果によって補修することとされています。

一方、照明や非常用設備等の附属施設は一定の期間で更新することとされており、県では更新工事の際に順次LED化を実施すると伺っています。

次に、支柱式の道路照明灯のLED化については、岐阜県道路照明施設更新計画に定められています。

この計画は、県民の安全で安心な暮らしを確保し、併せて長期的な維持管理コストを抑制するため、長期的な視点に立った予防保全的な維持管理を行うことを目的に策定されたものです。これによれば、計画の対象となる道路照明施設は、トンネル内照明を除き、計画策定時点の平成三十一年三月で一万六千五百一十一基となっています。

道路照明施設は、支柱・灯具・基礎で構成されますが、維持管理の基本方針として、支柱等は倒壊などの危険が伴うことから既存の施設を補修し可能な限り長もちさせるのではなく、一定期間使用して更新することを基本とし、灯具、電球については突発的な損傷が多いことから、道路パトロールや点検を実施しながら損傷が発生した時点でLED化を実施していくとされています。

道路照明施設をめぐることは、最近では電気代が年々上がっており、道路維持管理費が圧迫されていること、節電など省エネの取組が社会全体としてより一層求められること、LED道路照明灯は従来の水銀灯やナトリウム灯に比べ省エネ効果に優れ、耐用年数も約十五年と長い、導入コストが高いことなどが課題となっていま

す。このため、一気にLED化を進めるのは難しく、十年程度の導入期間が必要ともされています。

こうした問題に対し、愛知県では消費電力の削減を目的に、リース方式による道路照明灯のLED化を既に導入しています。

私は愛知県庁を訪問し、この取組について担当の方からお話を伺ってきました。愛知県では、県が管理する全ての支柱式道路照明灯約三万基及び港湾・漁港施設の照明灯約七万基について、消費電力の削減を目的に約十年前の平成二十七年一月からリース方式の採用によるLEDの照明灯を導入しています。導入に当たっては既存の支柱をそのまま活用し、従来から水銀ランプやナトリウムの灯具を省エネ性の優れたLEDを購入するのではなくリースによって取り替えるものです。

LED照明灯は当時も価格は下がってきたものの、製品価格は依然高額でした。買取りにより交換する場合、初期導入コストが高く、全照明のLED化には数十年かかる見込みであることが課題でした。そこで、リース方式を採用することにより、電気料金の削減相当分をリース代に充てることができることができ、かつ灯具の維持管理やメンテナンスはリース会社が行うため、維持管理コストがかからないというメリットがあったとのことでした。

また、道路照明灯約三万基を一気にLED化することにより、年間約千五百万キロワットアワーの消費電力の削減効果があり、年間五千五百トンのCO₂削減効果が期待できるとのことでした。

こうした取組は、大阪府や兵庫県でも進められています。

本県では、岐阜県道路照明施設更新計画に従って購入によるLED化を進めています。リース方式によるLED化は、他県の事例にもあるとおり削減された電気代をリース料に充当できること、維持管理や球切れによる交換などのメンテナンスはリース会社が行うため、県が管理する必要がないことから全体のコストが削減

できるなどメリットが大きいため、現在LED化されている灯具を含め、できるだけ速やかにリース方式を導入すべきと考えます。

そこで、脱炭素社会の実現に効果がある道路照明のLED化について、現在の取組状況と支柱式の道路照明灯へのリース方式の導入に向けた今後の方針について、県土整備部長にお伺いをいたします。

次に、避難所の環境改善についてお伺いします。

政府は、昨年十二月に避難所の運営指針を改定し、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示すスフィア基準を取り入れるよう促しています。

具体的には、トイレの設置基準として発災後初期段階では五十人に一基、中期段階では二十人に一基と明記しました。さらに、トイレの比率を男性用と女性用で一对三とするよう推奨しています。また、被災地で好評だったトイレカーやトイレトレーラーを確保すること等を追記しています。

また、入浴や洗濯する機会を確保するため、シャワーや仮設風呂設置のための資機材の備蓄、入浴施設も五十人に一つとの基準を示しました。

また、避難所内の一人当たりの居住スペースを最低三・五平方メートル、畳約二畳分とし、段ボールベッドなどが置ける広さの確保を目指しています。

指針では、このほか、温かい食事を提供できるよう地域内でのキッチンカーの手配や飲食業協同組合による調理人の派遣など確保手段が例示されています。

また、昨年十一月には、中央防災会議等から令和六年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての報告書が出されました。その中で、国の応援組織の充実強化や、被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイ

レトレーター、ランドリーカー等を迅速に提供するための事前登録制度、災害ボランティアとして活動する支援団体の事前登録制度の創設、全国の自治体における受援計画の作成、訓練などを総合的に進めるとしています。

そこで、政府の自治体向けの避難所に関する取組指針、ガイドラインの改定を踏まえ、今後、岐阜県避難所運営ガイドラインに具体的にどのように反映させるのか、危機管理部長にお伺いをします。

次に、災害発生時における避難所等の通信確保についてお伺いします。

能登半島地震では、地中に埋設された光ケーブルなどの回線が地面の亀裂、陥没や土砂崩れで断線し、電線も断線するなどして多くの基地局が機能を失い、救助や復旧作業に甚大な影響が出ました。

道路の寸断や土砂崩れにより孤立した集落などでは、通信が途絶えることによって、いつ食料が届くのか、水道、電気、ガスなどの復旧はどうなるのかという生活する上での必要な情報が届かない事態となり、また孤立集落の被災状況も不明となりました。

各通信会社は、能登半島で様々な方法で通信を試みました。NTTドコモとKDDIは、一月六日、それぞれの基地局設備をNTTグループ会社の海底ケーブル敷設船に設置して輪島市沖合に派遣し、船上基地局から沿岸部の町野町地区に一月十一日まで、大沢町地区に一月十三日から一月十七日まで電波を届けました。

一方、空からアプローチしたのがソフトバンクで、無線中継装置を搭載したドローンを飛ばし、輪島市門前町の一部エリアで電波を届けました。このドローンは、地上の電力装置とケーブルでつなぎ、給電しながら四日以上という長時間連続で飛行できるものでした。

こうした中、今回の通信復旧に最も貢献したのはスターリンクでした。スターリンクは、米国のイーロン・

マスク氏率いるスペースXが提供する通信衛星を用いたインターネットサービスです。このスターリンクを活用したのがKDDIで、同社は一月七日、スターリンクの専用アンテナ三百五十台を無償提供し、役所、消防隊拠点、避難所など各所に設置をいたしました。日常的なデータ通信のほか、オンライン授業、オンライン診療などにも役立てられました。断線した光ケーブルの代わりの回線として自社で使ったり、自衛隊、自治体、電力会社などに提供した分を合わせると約七百台が活用されました。ソフトバンクも、珠洲市役所に一月七日、能登町役場に一月八日、輪島市役所に一月九日などにスターリンクの機材を設置し、百台以上を無償で提供しました。

令和六年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての報告書では、発災当時の通信途絶が生じている間、通話やデータの送付等が困難で意思疎通の手段に制約が生じた一方、衛星インターネットの活用により通信環境の改善が図られたとあり、実施すべき取組として、衛星通信設備、公共安全モバイルシステム等の導入、活用及び速やかに使用できるよう平時からの訓練等について検討すべきであるとしています。

技術の進展に応じた新しい通信サービス・機器については、その迅速な立ち上げと継続的な運営を円滑に行えるよう、新しい通信技術に関する訓練（機器の設置、設定維持・管理等）を修了した者や無線技術に知見のある無線従事者、免許取得者等を中心とする体制整備（仮称通信復旧支援チーム）を行い、発災後に通信設備の被災状況把握や通信環境確保等を迅速かつ継続的に行う取組を市町村と連携し、検討すべきであると思います。

そこで、今後の大規模災害発生時における避難所等の通信確保のため、今後、衛星インターネット機器等の最新技術の導入が必要かと思われませんが、市町村と連携してどのように取り組むのか、危機管理部長にお伺い

をいたします。

ここで、一回目の質問を終わります。

○議長（水野正敏君） 県土整備部長 野崎眞司君。

〔県土整備部長 野崎眞司君登壇〕

○県土整備部長（野崎眞司君） 道路照明のLED化の取組状況とリース方式の導入に向けた今後の方針についてお答えいたします。

現在、県が管理する道路照明のLED化は、トンネル照明灯が一万四千四百一基のうち約六割、また支柱式の道路照明灯が一万七千四百一基のうち一割弱にとどまっております。こうした中、電気料金が高騰を続け、LED化による経費削減の優位性が一層高まっている状況であります。

そこで、議員提案のように、支柱式の道路照明灯のLED化にリース方式を導入した場合、試算によると全ての取替え時には、現在と比べ電気料金などの年間経費が約九千三百万円削減されます。

また、リース方式の対象外となるトンネル照明灯についても、削減された経費を充てることでLED化の進捗が図られます。さらに、全ての道路照明がLED化となれば、年間約三千八百トンの二酸化炭素排出量の削減につながります。

県としては、こうした効果を踏まえ、来年度からリース方式を導入し、令和九年度までに県内全域の支柱式の道路照明灯のLED化を進めてまいります。

○議長（水野正敏君） 危機管理部長 平野孝之君。

〔危機管理部長 平野孝之君登壇〕

○危機管理部長（平野孝之君） 二点、御質問をいただきました。

初めに、国の避難所に関する取組指針、ガイドラインの改定を踏まえた本県の避難所運営ガイドラインへの反映についてお答えをいたします。

県では、内閣府が改定した避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針や、能登半島地震を踏まえて県が行った震災対策の見直しなどに基づき、現在、避難所運営ガイドラインの改定作業を進めております。

具体的には、国の取組指針などで新たに規定された水洗機能のある仮設トイレやトイレカーの設置、キッチンなどによる温かい食事の提供、避難所開設時からのパーティションの設営、スフィア基準に基づく入浴施設の配備、仮設洗濯場の確保などを追加してまいります。

また、県の震災対策の見直しでお示しをした観光客や帰省者などの避難を想定した備蓄の確保や、ペット同伴避難に配慮した受入れ体制の整備、避難所におけるデジタル技術を活用した入退室管理について加えるなど、記載内容の充実を図ってまいります。

そして、ガイドライン改定後には、市町村の避難所運営マニュアルに速やかに反映されるよう働きかけてまいります。

続いて、災害発生時における避難所等の通信確保についてお答えをいたします。

能登半島地震では、大規模な通信障害が発生し、避難所等に衛星通信スターリンクが配備されました。避難者が利用している様子を現地で支援に当たった職員が目にするなど、その有効性を確認したことから、今年度、本県でも六台導入したところです。これらに加えて、大規模災害時には国が保有するスターリンクや衛星携帯

電話など、様々な通信機器を借用するほか、通信事業者にも協力を求めています。

このため、来年度、県の災害対策本部において通信確保業務を担うライフラインのチームを中心として、通信機器の運搬から設置、運用に至るまでの実地訓練を市町村と連携して行います。そこで関係者と実際の動きを確認し、迅速に通信機器を配備できる体制を強化してまいります。

また、これらの通信機器について、市町村が実施する防災訓練や防災啓発イベントで実際に体験をしていたくなど、災害時に円滑に使用できるよう平時からの活用にも努めています。

○議長（水野正敏君） 二十六番 水野吉近君。

〔二十六番 水野吉近君登壇〕

○二十六番（水野吉近君） 御答弁ありがとうございます。

次に、買物や移動に課題を抱える方へのさらなる支援について伺いをします。

第四十七回県政世論調査では、現在お住まいの地域は住みやすいかとの問いに、一二・五%の方が「住みにくい」と答え、その中で六三・七%が「食事、買物が不便である」と回答しています。食事、買物が不便と答えた年代別の内訳を見ると、六十代と七十歳以上が、それ以下の年代との差が十ポイント以上あり、高齢になるほど不便だと感じています。

私は、令和五年六月の定例会で、第五期岐阜県地域福祉支援計画の改定に当たり、買物に行くことが困難になっている高齢者が増えていることから、買物を通じて運動機能訓練や認知機能訓練を提供する通所介護プログラム、ショッピングリハビリなど新しい取組を支援するなど、買物や移動に課題を抱える方への支援に取り組んでいただきたいと訴えました。

これを受け、令和六年度からの六年間を計画期間とする第五期岐阜県地域福祉支援計画では、食料品、日用品の買物や通院等の移動への支援は必要とした上で、具体的な取組として、買物が困難な地域への移動販売を行うとともに、地域での見守り活動も実施する事業者に対し運営費の一部を補助すること等を通じて、買物に課題を抱える方の生活を支援する。買物や移動への支援に関する県内外の取組事例を提供することにより、各地域への活動の横展開を図るの二点が盛り込まれました。そこで、買物や移動への支援に関する県内外の取組事例について調べてみました。

経済産業省は、二〇二三年一月から三月にかけて、様々な買物弱者支援サービスや先進的な取組を行っている五十二の事業者・団体をリストアップ、電話や対面によりヒアリングを実施し、その内容を取りまとめて事例集として公表しています。

事例集の中では、買物弱者に対する事業形態の整理として、買物の楽しみを提供するサービスとして移動販売や買物場の開設、買物の不便さを解消するサービスとして、買物代行やネットスーパー、遠隔カメラ買物支援などの事例を紹介しています。

事例集では、事業上の想定される課題や自治体、法制度との主な関わりなど、事業形態別の事業拡大・継続のポイントとその課題がまとめられており、新規に参入する事業者にとっては大変参考になるものです。

例えば移動販売では、週に三十分ぐらいしかない移動販売では、何曜日の何時にどこに来るのかを地域の方に知ってもらうことが重要だが、その周知方法に苦労している事業者が多い。また、宅配・ネットスーパーでは、一人でネット注文が困難な方向けの電話サポート機能や読み上げソフトが入った設計など、ネットであることの不便さを解消する機能は重要となっています。

今後、県が買物や移動への支援に関する県内外の取組事例を提供し、各地域への活動の横展開を図る取組をするに当たり、こうした情報を積極的に提供し、本県特有の課題に対応した買物支援事業を後押ししていただくことが必要ではないかと思います。

そこで、第五期岐阜県地域福祉支援計画における買物や移動に課題を抱える方へのさらなる支援策に今後どのように取り組むのか、健康福祉部長にお伺いをします。

次に、認知症の方やその家族の方の意見を反映させた本県の認知症施策の推進についてお伺いします。

私は、令和五年十二月の定例会で、認知症のひとの共生社会の実現を推進するための認知症基本法を反映した本県の認知症施策の推進について質問をしました。

これに対し、本県では岐阜県高齢者安心計画の中に認知症施策の方向性を定めており、これが県の認知症施策推進基本計画となりますが、その高齢者安心計画が改定時期を迎え、計画策定時点では国において認知症施策推進基本計画が策定されていないことから、当面は同法の趣旨を踏まえた計画とし、国から基本計画が策定された後、改めて検討を行い、必要に応じて本計画の見直しを行うとの答弁をいただきました。

こうして改定された第九期岐阜県高齢者安心計画が今年度から実施される中、国は昨年十二月三日に認知症施策推進基本計画を閣議決定しました。

そのポイントは、新しい認知症観を打ち出している点です。それは、誰もが認知症になり得る時代であることから、国民一人一人が認知症を自分事として考える必要があるとし、認知症になったら何もできなくなるのではなく、住み慣れた地域で希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方であり、国の基本計画では、この考え方に基つき認知症に関する理解の推進や社会参加の機会の確保などの施策を十二分野に

整理をしています。そして、その施策は認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立つて、認知症の人や家族等と共に推進するとされています。

したがって、県は認知症施策を推進するに当たり、認知症の方とその家族の方に参画してもらい、意見を聞き、対話しながら共に認知症施策の立案に当たることが求められます。

例えば国計画に基づく各種施策の中には、ピアサポーターによる本人支援の推進があります。ピアサポートとは、認知症の方自身が他の認知症の方の相談支援を行う活動のことで、認知症の人の心理的な負担の軽減を図るとともに、認知症の人が地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押ししていく施策です。県の役割として、ピアサポート活動の仕組みづくりに関する検討会の開催、ピアサポーターの登録やサポートチームの結成などが考えられます。

また、本人ミーティングの推進も取組に上げられています。本人ミーティングとは、認知症の本人が集い、本人同士が主になって自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合う場です。

このように、本県の認知症施策の推進に当たっては、一、行政職員が認知症カフェ等様々な接点を通じて認知症の人や家族等と出会い、対話する。二、ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する。三、認知症の人や家族等の意見を起点として施策を立案・実施・評価することが重要となります。

第九期岐阜県高齢者安心計画には、認知症基本法の趣旨を踏まえた県の認知症施策推進計画というべき内容は盛り込まれていますが、国が示した行政職員の認知症の人との直接対話、ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動への支援などの三つのポイントをどのように推進するかは、今後検討が必要なのではない

でしょうか。

第九期岐阜県高齢者安心計画に盛り込んだ認知症施策について、認知症の方とその家族の方に意見を聞き、対話しながら、必要に応じ施策の見直しに取り組み、本県においても認知症の方との共生社会が実現、推進されることを期待したいと思います。

そこで、国の認知症施策推進基本計画策定を受けて、認知症の方やその家族の方の意見を第九期岐阜県高齢者安心計画の認知症施策にどのように反映させていくのか、健康福祉部長にお伺いをします。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○議長（水野正敏君） 健康福祉部長 丹藤昌治君。

〔健康福祉部長 丹藤昌治君登壇〕

○健康福祉部長（丹藤昌治君） 二点、お尋ねをいただきました。

まず、買物や移動に課題を抱える方へのさらなる支援についてお答えをいたします。

買物や移動に課題を抱える方々に対しては、実情に応じて市町村が支援しているところですが、県においても支援事業立ち上げのステップや県内外の事例を紹介する買物支援・移動支援における活動手引を作成し、配付するなど、その取組を後押ししています。

また、こうした取組を補完するため、高齢者や障がい者等の買物を支援し、併せて見守りの役割も担う移動販売事業者に対する補助事業を行っており、これまで四十六事業者に燃料費やウェブサイト構築費などを補助してまいりました。

こうした事業は買物の機会を創出するという点で一定の効果がありますが、補助期間が終了すると業者が撤退するなど、採算の面で課題を抱えています。また、その必要性についても地域差などがあることから、今後、市町村へのヒアリングなどを通じてニーズを把握し、県としてどのような支援ができるか検討を進めてまいります。

次に、国の認知症施策推進基本計画策定を踏まえた本県の認知症施策の推進についてお答えをいたします。

県では、従来から認知症の当事者の御意見をお聞きしてまいりました。現行の県高齢者安心計画の策定に当たっても、当事者と御家族から当事者家族に優しい交流会を増やしてほしいといった御意見が寄せられ、当事者同士の交流や地域活動の場の充実について計画に盛り込んだところです。

また、昨年九月には、認知症の方の前向きな暮らしを御本人が発信する岐阜県認知症希望大使を招いたパネルディスカッションにおいて、認知症への理解の広がりや当事者の社会参加の実現等が必要との御意見を伺いました。このため、認知症を正しく理解し、御本人や家族を見守る認知症サポーターを中心に、医療や福祉の関係者が一体となって当事者を支えるチームオレンジの拡大に向けて市町村にさらなる働きかけを行っております。

あわせて、引き続き当事者の声を聞きながら施策に取り組むために、認知症カフェなどに出向き直接意見交換を行っていくとともに、頂いた御意見を次期高齢者安心計画に反映させてまいります。

+++++

○議長（水野正敏君）　しばらく休憩いたします。

午後零時一分休憩

+++++

午後一時再開

○副議長（伊藤秀光君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

+++++

○副議長（伊藤秀光君）　引き続き一般質問並びに議案に対する質疑を行います。二十七番　国枝慎太郎君。

（二十七番　国枝慎太郎君登壇）（拍手）

○二十七番（国枝慎太郎君）　皆さんこんにちは。

　ただいま、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、今回は大きく四点についてお聞きいたします。

　さて、岐阜県知事選挙のさなか、江崎知事が多くの県民の皆さんの前で、今後の県政を語る姿を私も近くで見させていただきました。

　岐阜県の課題である人口減少、若者の流出問題をはじめ、中山間地域では過疎化、空き家、耕作放棄地、鳥

獣害被害問題等々、多くの課題が山積している現状を皆さんの前でお伝えしている中、江崎知事はこれらの課題に対して、発想の転換で宝の山へ変えていく、国のモデルになるようなものをこの岐阜県からつくっていくと、久しぶりに希望の持てる話が聞けたと多くの県民の皆さんから声をいただきました。また、江崎さんなら岐阜県を変えてくれる、とにかく江崎さんの人柄、笑顔、さらに声がいいと県民の皆様から大きな期待が寄せられました。

そのような多くの県民の民意から江崎新知事が誕生し、江崎知事は安心とワクワクにあふれ、人や物が集まる岐阜県をつくるため、大きく十項目の政策テーマを掲げ、今議会、早速、新年度予算において、江崎カラーを含む予算案が提出をされました。

この政策テーマ十項目のうち三つの項目において、今後の検討を進める施策として、アグリパークというキーワードが掲載をされております。江崎知事の公約集においても、三項目にわたってアグリパークという項目が出ていたのを私は記憶をしております。知事の並々ならぬ強い思いを感じているところでございます。

ではここで、今回知事が提出された政策テーマに記載されているアグリパークについて一覧表にまとめましたので、議場配付資料の①を御覧いただきたいと思えます。（資料を示す）見えますか。

江崎知事が描くアグリパーク構想とは、まず政策テーマ三、お年寄りや障がいがある方が活躍できる場や居場所をつくるにおいては、高齢者や障がいのある方が農業に参加できる環境や仕組み（アグリパーク）を整備し、居場所とともに収入の得られる場をつくる。政策テーマ五、鳥獣害のない里山をつくり多様な価値を生む農業を推進するでは、県外在住者も参加可能な体験型農業施設（アグリパーク）を整備し、教育、健康維持、観光としての高付加価値農業を実現する。政策テーマ八、社会課題を解決し未来を開く新たなビジネスや産業

を生み出すでは、地域の耕作放棄地を活用し、農業や畜産業を体験し、教育や健康づくりにも活用できる観光体験型農業施設の整備（アグリパーク）を図ると、このように十項目のうち三項目にまたがってこのアグリパークが記載をされております。

私が想像するに、このアグリパーク構想、子供たちにとっては農業を切り口とした新たな教育のフィールドに、また、高齢者や障がいを持った皆さんには、この農業を活用して、居場所であり収入につなげる場、そして県内外からもこの農業を体験したい方には、この岐阜県に来ていただいて、農業を体験しつつ、健康増進につながる観光体験型施設、そして地域の課題でもあります耕作放棄地を活用して、そこから高付加価値な農業をしていく農業振興の場というものがアグリパーク構想だと思っております。

しかしながら、現段階では、このアグリパーク構想は各部にまたがった記載があり、まだまだこの構想の全体像は見えてきません。冒頭申し上げたように、江崎知事が目指す中山間地域における課題を宝の山に変え、国のモデルになっていく一つがこのアグリパーク構想ではないかと私は大変期待をしております。そこで、江崎知事にお尋ねいたします。

江崎知事が構想として掲げているアグリパーク構想とは、どのような狙いで、どのような構想なのか、知事の考え方をお聞かせください。

ここで一点目の質問を終わります。

○副議長（伊藤秀光君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） アグリパークにつきまして、ポイントをおまとめいただきまして、誠にありがとうございます。

います。まさに三項目に入っているように力が入っておりますので、その構想について御説明をさせていただきます。

まず最初に申し上げなければならないのは、農業というのは、食料を生産するだけでなく、教育や健康維持、観光など多様な価値を生み出す力があり、そして最も大切なことは、農業は楽しいんだということです。ある意味、子育てと同じで、全く同じことをやっても必ず同じ結果になるとは限らないという面白さがあります。そしてもう一つ、手をかければかけただけ、愛情を注げば注いだけ、ちゃんと応えてくれると、それがまさに命を扱うということであり、その農業の重要さだというふうに思っております。

その農業の裾野を広げていくというのが今大きな課題になっていると思いますが、そのためには若者、そして県外在住者に加えて、高齢者や障がいのある方といったいろんな方々、多様な方々に、その農業の楽しさ、そして安全・安心なものを自分たちの手で作る喜び、これを実感していただくことが重要だというふうに考えております。

そのような考えの下、農業体験を核として、人が集まり、福祉や教育、観光、経済活動など多様な価値を生み出す場を提供するのがアグリパーク構想でございます。

実際のアグリパークにつきましては、その目的や立地条件などによりまして様々なパターンがあると思っております。例えば交通アクセスを踏まえながら、近隣の教育・福祉施設、医療施設、さらには農産物の販売拠点などの連携によりまして、それぞれの地域にふさわしい形態をつくっていくべきだというふうに考えております。

こうした構想を具体化するために、何といっても、まずは意欲のある活動主体による具体的な取組、これが

重要だと思っておりますので、県民の皆様から意見やアイデアをお聞きしながら、支援の在り方も含めて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（伊藤秀光君） 二十七番 国枝慎太郎君。

〔二十七番 国枝慎太郎君登壇〕

○二十七番（国枝慎太郎君） 御答弁ありがとうございます。

大変わくわくしつつも、少しどきどきした答弁でございますので、よく考えさせていただきます。
続きまして、子供・若者の命を守る取組についてお聞きいたします。

今年一月二十九日に厚生労働省が発表した二〇二四年の全国の自殺者数は二万二百六十八人と、統計開始以来二番目に少ない一方で、小・中・高校生は五百二十七人と過去最多という報道がありました。小学生が五人、中学生百六十三人、高校生は三百四十九人とのことです。成熟する国家を迎えつつあり、人口減少社会において自ら死を選ばなければならない方が、この日本にまだ二万人を超える社会、さらに未来ある子供たちが自ら未来を閉じ、死を選ぶ子供が増えている社会は、江崎知事も言っている、世界が憧れる国とは程遠い社会であります。

ここで、お手元の議場配付資料②を御覧ください。（資料を示す）

こちらは厚生労働省の人口動態統計を基にした、岐阜県内におけます十歳から十九歳の年齢階級別の死亡総数に占める自殺死亡数を三年間まとめた表でございます。

例えば令和三年ですと、十歳から十九歳で自殺死亡数は九名、死亡総数は二十六名と、自殺死亡割合は三・六％、令和四年は十歳から十九歳の自殺死亡数は七名、自殺総数は二十名、自殺死亡割合は三五％となつ

ております。また、令和五年の十歳から十九歳の自殺死亡数は十四名、自殺総数は二十八名、自殺死亡割合は五〇%となっております。令和六年はまだ公表をされておりません。

江崎知事の十の政策テーマの九つ目の項目でもある不登校のある児童支援とも関係があると思いますので、児童の自殺死亡数ゼロを目標に江崎県政では取り組んでいただきたいと思います。ここでは健康福祉部長にお尋ねいたします。

若者の自殺の要因をどのように分析し、どのような対策を講じているのか、お尋ねいたします。

次に、子供の命を守る観点、子供の人権擁護という観点から、一時保護の現状と課題について質問をいたします。

一時保護とは、第一に、子供の生命の安全を確保して、子供の心身の状況、置かれている環境などを把握することです。

近年、児童虐待相談対応件数の増加とともに、一時保護を要する子供も増加しております。そこで、岐阜県の一時保護の施設の定員数について述べさせていただきますと、岐阜市にある中央子どもセンター、定員三十名、実質定員二十二名、高山市にある飛騨子ども相談センター、定員六名、実質三名となっております。これを全国順位で申し上げますと、定員は全国四十三位、実質定員に置き換えると全国四十六位という状況であることを皆様にも御認識いただきたいと思います。

令和五年の県内の一時保護児童数は五百四名です。令和四年には保護している子供の数が一日で最大五十名近くになった日もあったとのこと。また、令和五年度の一時保護施設での平均保護日数は二十二・八日となっております。今説明した子ども相談センターの定員では全く不足をしているのが現状です。

そこで、岐阜県では現在、県内の乳児院二施設、児童養護施設十施設をはじめとした各種入所施設などに委託をして、一時保護の受入先として役割を担っていただいております。

ここで、お手元に配付しました資料③を御覧ください。（資料を示す）

小さくて見にくいと思いますが、この上のグラフですが、こちらは、この児童虐待の相談件数と一時保護の人数を表しておりますが、例えば令和五年、一時保護数は先ほど言ったように五百四名でした。これがこの令和十一年に向かって六百四十八名と、右肩上がりでの一時保護の人数は増えていくと岐阜県も予測をしております。

一方、現在、国におきましては、この児童養護施設を家庭に近い形へということで小規模化しております。さらに、広瀬県議会議員からも質問がございました、里親制度に推奨しているということもございまして、この下の表を見ていただくと分かるように、乳児院と児童養護施設の定員数は、例えば平成三十年には六百十二人の定員だった施設が、令和五年には百三十人減少しまして四百八十二人分の施設と今なっております。

続きまして、資料④のほうを御覧ください。（資料を示す）

こちらのグラフと折れ線グラフは、上が乳児院の定員と現員と入所率、下が児童養護施設の定員と現員と入所率を表したグラフです。現員とは、現在利用している児童数の数をいいます。例えば児童養護施設、下の表を見ていただきたいんですが、平成三十年は先ほど言ったように定員数は五百七十七名でした。現在利用している数が、児童数が四百六十五名ということで、この五百七十七、引く、四百六十五、百十二が空いているスペースであって、ここが一時保護にも使えるスペースとなっております。これが、令和五年を見ていただきますと、先ほど言ったように、定員は四百四十七、現在使っている現員は三百九十四名ということで、空きは五

十三しかなくなっております。このように、児童養護施設のほうの定員と空きは非常に少なくなっているのが現状でございます。

先ほど申し上げたように、一時保護は今後もさらに増えていく予想なのに、子供を守る施設は減っているのが現実です。子供の命を守る観点からも、子供の人権を守る観点からも、児童の一時保護施設の確保は喫緊の課題であると私は思います。

そこで、子ども・女性局長にお尋ねいたします。

県内の一時保護施設が不足している現状に対し、課題認識及び今後の方向性についてお尋ねいたします。

次に、めり張りのある予算編成ができる仕組みづくりについて、江崎知事にお尋ねをいたします。

午前中、田中県議も触れられておりました、知事が以前発刊した「社会は変えられる」、これは私も熟読させていただきました。その中で、知事が国への思いの一つとして語られていました、私はこの当たり前を変えろという発想、この信念に期待をして、わくわくする答弁をよろしく願います。

埼玉県内での道路崩落事故は、皆さんも報道等で知る事実だと思えます。本件の事故の原因は、下水道管の劣化による影響が大きいとされていますが、当県においても、県土が広いことから、下水道管を含めたインフラ整備に改めて目を向ける必要があります、埼玉県で発生した事故は、岐阜県においても決して例外ではないという認識をしなければなりません。

改めて、インフラ整備とは、社会の基盤を支えるための必要な施設やシステムを整えることであり、具体的には、水道や電気などのライフラインや、道路、橋、鉄道、空港などのいわゆる交通インフラ、さらには通信インフラも含まれます。

岐阜県においては、世界遺産である白川村をはじめ、下呂温泉等々、各地に有名・有力な観光地が所在しており、これらの観光地へのアクセスをよくすることで観光客が増え、地域経済が活性することは誰もが望むところであります。

このように、インフラ整備は、単なる物理的な構造物の整備にとどまらず、地域の発展や地域住民の質の向上に寄与する重要な要素であります。

当然ながら、岐阜県内におけるインフラ整備において、岐阜県がその中心的な役割を果たすことは言うまでもありません。その中で、例えば交通インフラについて目を向けると、岐阜県における交通安全施設は全国でも有数な環境にあることが分かります。例えば布俣県議も質問をされておりました信号機のLED化については、令和六年度中に一〇〇％を達成する見込みであるほか、災害時等の停電による信号機の滅灯対策、いわゆる停電をしても信号機が表示されるという、そういった災害に強い交通安全環境の整備についても、計画的かつ創意工夫をして取り組んでいただいております。

近年における信号機の新設についても、数本となってきたところ、これは県警において相当な調査を行い、その必要性に鑑みて新設されるところとお聞きをしております。

また、信号機と同様、横断歩道についても、摩耗調査と摩耗度ランキング一から五に分類をし、摩耗度の高い一から二を優先的に横断歩道の塗り替えを行っていただいております。

皆様も御存じのように、岐阜県は東京や名古屋などの首都圏と違って車社会であります。信号機や横断歩道、道路標識などを含む交通インフラを整備していくことは、県民の命を守る重要な交通インフラでもあります。

加えて、岐阜県においては、超高齢社会にある中、高齢者に分かりやすく、さらには高齢者を守るような配慮

必要です。今後、自動運転もレベル二から四に向かう中、自動運転に移行していくことを踏まえ、今から交通インフラ全体に対する予算を計画的に確保していくことも重要な課題と認識しています。

しかし、各予算に目に見えない制約があり、毎年度一定の制約の中で予算要望することが当たり前となっているならば、県民にとって本当に必要な予算が置き去りになりかねません。先ほど申し上げたように、各種インフラの整備については、目下の資材高騰や賃上げ状況下では、対象となる備品や部品の単価は前年度より高くなっていることは誰でも想像がつくかと思います。県民の命を守り、県民が長期にわたり安心して安全に住みやすい環境を得ていくことは極めて重要なものと考えます。

今後、本当に厳しい財政状況を迎えつつあることは、今議会に提出された資料から、また知事の答弁からも私も理解をしております。

だからこそ、江崎知事にお聞きをいたします。

仮に今までの予算要求には目に見えない制約があり、毎年度、一定の制約の中で予算要望することが当たり前になっているとするならば、先ほど例に挙げたように、県民にとって本当に必要な予算が置き去りになりかねません。今後の予算編成の段階においては、特に県民の安全・安心を守るために、真に必要な予算が適切に配分されるように、江崎知事の下で、今までの当たり前の予算要求の仕方、組立ての方法を変え、限られた財源において、最も県民の生活にとって必要である安全で安心できる予算とわくわくする予算のバランスを取ることができるよう、新たにめり張りのある予算編成ができる仕組みをつくるべきではないかと考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

最後に、災害時避難施設となる県有施設における下水・排水施設についてお聞きをいたします。

特に、公共下水道区域内において、地震災害によって公共下水が破損した場合、復旧に大変な時間を費やすことは、東日本大震災をはじめ多くの大規模震災、地震において課題になったことは誰もが知る事実であります。

能登半島地震の被災地でもある石川県珠洲市では、市民の約半数の皆さんが公共下水道が整備された地域で暮らしていたが、地震によって市内の下水管の九四％が被害を受けたそうです。東日本大震災や熊本地震では約三〇％の被害と言われており、いかに被害が大きかったことがうかがえます。

今回の質問は、公共下水道区域であっても災害時に避難所と指定されている県有施設において、浄化槽の設置の有用性について改めてお聞きをいたします。これはなぜ改めてと言いますと、平成二十五年三月、今から十二年前、川上県議が当時の古田知事に対し、避難所として使用可能な県有施設において、公共下水処理区域内における浄化槽の併設について、どのように整備を進めるか質問をされております。

古田知事よりは、巨大地震等により被災をし、公共下水道が使用できなくなった際の浄化槽の活用について、どのような考え方で活用するか、大きく三つの方法とその長所・短所が示されました。

一つ目の方法は、あらかじめ浄化槽を埋設しておき、災害時に稼働できるような日常的な維持管理が必要と言及。使用できる反面、設置コストが大きい上、いつでも稼働できるように日常的な維持管理が必要と言及。

二つ目の方法は、浄化槽資材を備蓄するなどしておき、被災した時点で当該避難所に設置する方法。長所・短所としては、必要な避難所に無駄なく設置でき、かつ維持管理も不要ですが、設置工事費あるいは工事期間を必要とすると言及。

三つ目の方法は、公共下水道に接続した後も浄化槽を撤去しないで、そのまま残置して災害時に稼働させる

方法。長所・短所としては、この方法は現在浄化槽がある地域に限られていると言及されました。

このように、三つの活用方法にはそれぞれ長所・短所があるとしつつも、まずは避難所に指定されている県有施設の浄化槽の設置状況を確認した上、こういった方法について検討を進めていくと答弁をされております。あれから十二年が経過をいたしました。平成二十九年三月二十三日の国土交通省による災害時に設ける合併浄化槽等の建築基準法上の取扱いという通知、さらには令和四年四月の内閣府防災担当による避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン改定において、建築基準法上、下水道区域内であつても、災害時の利用を想定した合併浄化槽であれば、平時は公共下水道への放流を前提にするなど、一定のルールにのっとり設置することが可能となりました。

このように、国の指針においても、災害時の浄化槽の有用性は十二年前に比べると高まっていると解釈ができるのではないのでしょうか。

そこで、危機管理部長にお尋ねいたします。

この十二年前の知事答弁に対し、県有施設の浄化槽の設置状況の確認の結果、また先ほど、当時の知事が答弁された公共下水道区域内の県有施設の避難所における浄化槽の活用に対する三つの方法を含め、どのような検討が進み現在に至っているのか、お聞かせください。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（伊藤秀光君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 御質問ありがとうございます。

多分、わくわくする答弁というよりはどきどきする答弁になると思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず議員からは、めり張りのある予算編成ができる仕組みづくりについてお尋ねをいただきました。

予算編成の仕組みでございますけれども、基本的には予算規模の適切な管理の観点から、前年度の予算額をベースとしつつ、政策の連続性を確保していくのが一般的な手法でございます。こうしたことから、国の予算では、重要な政策課題への対応など緊急性や必要性が高い予算を除いて、基本的に要求の上限、いわゆるキャップがかけられております。具体的には、要求段階で前年比一割減の金額で要求をして、そこから査定をしていくというのが一般的な取組です。それによって浮かせたお金で重点的な政策をするということを長年、国では実施しております。

一方、本県におきましては、むしろ大半の経費で特に明確な制約なく必要な予算要求ができることとなっており、定型的・継続的な事業など、一部の経費にのみ上限がかかっているというのが現状でございます。

その上で、事業の連続性を勘案しながら各部局が検討した結果として、結果的に前年度予算に近い形の要求になっているのが実態であるというふうに理解をしております。

したがいまして、本県の財政状況を踏まえれば、むしろこれまで以上に目に見える一定の上限をかけることも視野に入れるべきであると考えております。ただし、議員御指摘のとおり、県民にとって緊急性の高い予算については必要な額を計上することが重要であります。そうした点を踏まえて、今後、財政破綻を回避するための予算編成の仕組みを検討してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（伊藤秀光君） 健康福祉部長 丹藤昌治君。

〔健康福祉部長 丹藤昌治君登壇〕

○健康福祉部長（丹藤昌治君） 子供・若者の命を守る取組についてお尋ねがありました。

このうち、若者の自殺の要因分析と対策についてお答えを申し上げます。

近年、県内の自殺者の数は減少傾向にあるものの、二十歳未満の若者の自殺者は、年によって増減はありますが、おおむね年間十人前後で横ばいとなっています。

なお、令和六年の自殺者数は、警察庁の自殺統計データによると、暫定値ですが七人となっております。

また、同じく警察庁の統計データによると、全国の若者の自殺の原因は、学校問題、健康問題、家庭問題、交際問題等となっており、これらの悩みを複数抱えているケースもあります。自殺は、こうした原因に加え、社会状況等の様々な要因が複雑に関係し、精神的に追い込まれた末に生じており、危機的状況になる前に周囲に悩みを打ち明けられる環境をつくることが重要です。

このため、県では、学生等を対象とした「こころの健康」を考えるワークショップや出前講座のほか、教職員等を対象とした自殺対策指導者研修会を実施しています。あわせて、インターネット広告を活用した各種相談窓口の紹介やLINE相談の運用等を行っており、今後もこうした対策を通じて若者の自殺防止に努めてまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 子ども・女性局長 堀 智考君。

〔健康福祉部子ども・女性局長 堀 智考君登壇〕

○健康福祉部子ども・女性局長（堀 智考君） 子供の一時保護施設の不足に対する課題認識と今後の方向性に

ついでお答えいたします。

近年、一時保護施設での保護の受入れが逼迫しており、児童養護施設や里親等への一時保護委託するケースが増えています。さらに、委託先の空きがなく調整に苦慮をしたり、安定して受入れ可能な委託先がなく、一時保護先を転々とするケースなども多いことから、子供の最善の利益の確保のため、早急な対策が必要と考えております。

こうした現状を踏まえて、有識者や児童養護施設、里親の代表等を交えた一時保護の在り方検討委員会を設置し、約二年半にわたり対策の検討を進めてきました。本年二月の最終報告書では、本県の一時保護施設の受入れ水準については、現行の実質定員二十五人の二倍を超える五十二人の定員確保が必要なこと、その対応として一時保護施設の新設が必要であること、配置場所は県内各地から広域的なアクセスに優れた中濃圏域が適することと結論づけられました。

これを受けまして、一時保護施設の可能な限りの早期新設に向けて、来年度には施設整備に係る基本計画の策定に着手し、具体的な施設機能や設置場所、運用方針などを決定してまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 危機管理部長 平野孝之君。

〔危機管理部長 平野孝之君登壇〕

○危機管理部長（平野孝之君） 避難所として指定された県有施設における浄化槽の災害時の活用についてお答えをいたします。

前回の答弁後、県有施設の避難所における浄化槽の使用状況を調査し、当時十九の施設で使用を確認しており、現在では二十四の施設で使用しております。また、庁内関係課と共に会議を開催し、災害時の浄化槽の

活用について検討を行いました。

前知事が答弁した三つの方法のうち、まず浄化槽を全避難所にあらかじめ埋設しておく方法は、設置費用が過大となること、次に浄化槽資材を別途備蓄しておく方法は、保管場所の確保や発災後の運搬・設置に人手や重機が必要となること、最後の既存の浄化槽を残置させる方法では、浄化槽の保守管理や再稼働に時間を要することといった課題が上げられ、直ちに実施することが困難と考えております。また、国のガイドラインに記載された下水道区域内において合併処理浄化槽を設置する方法による他県の取組事例も、知り得る限りございません。

そのため、まずは発災後すぐに使用できる携帯トイレや簡易トイレの配備に取り組むこととしておりますが、引き続き浄化槽の活用について研究してまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 二十七番 国枝慎太郎君。

〔二十七番 国枝慎太郎君登壇〕

○二十七番（国枝慎太郎君） それぞれ御答弁ありがとうございます。

ちよつと三点について、再質問をいたします。

江崎知事には二点お聞きを再度したいと思いますですが、まず最初のアグリパーク構想についてですが、先ほど知事は、農業を楽しくというのを大前提に、この先、当然やる気のある皆さんとか、そういった方の政策とか、政策オリンピックにもつながってくる話なのかもしれませんが、ただ一方で、やっぱりそういったところに声を上げられない大多数の高齢者の方だったり、障がい者の方も含めて、やっぱりそういった方が農業を通じて新たなアグリパークというものに触れるということができるのであれば、広い岐阜県の中で、各圏域ごとにア

グリパークというものは構想としてつくっていくおつもりがあるのか、そこをアグリパークに関してはお聞きをしたいと思います、再度。

また、予算要求の在り方、めり張りのある予算要求の件ですが、先ほども知事が言われたとおりであるとは思いますが、やはり一方で、先ほど質問でもさせていただきましたけれども、その予算のキャップの中で、田中県議の質問でもあったように、もう一度政策総点検もしていただいた上で、やはり県民にとって本当に必要な予算というのは、我々も県民の皆さんからいただいている声の中で、やはり安心・安全につながる予算というのは地域性によっても大きく違うところでもあると思いますので、ぜひそういった声も届きやすいような予算要求、仕組みを考えていただけないかと思いたしますので、再度御答弁をお願いいたします。

最後に、子ども・女性局長にお聞きをいたします。

今後、県としても五十二人の一時保護の施設が必要だということで、今後、また中濃に施設、計画を考えていくというお話でした。中濃といっても広いエリアですが、具体的にどこの市町に設置して、どのぐらいの定員かというところまで計画案があれば具体的にお聞きしたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○副議長（伊藤秀光君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 再質問いただきありがとうございます。

まずアグリパークについてですけれども、少し言葉に誤解があったかもしれませんが、やる気がある人たちが自分たちということもあるんですけど、それよりもやはり地域ですね、この地域で、この場所でアグリ

パークをやりたいというふうな地域の方々の思いというのが大事かなというふうに思っております。

それから、五圏域とありましたけれども、恐らく先ほど申し上げたように、福祉施設だとか、どういう方々を対象にするかによっておのずと地域は選定されてくると思っておりますので、特に今のところ五圏域一つずつということは考えておらず、まずやる気のあるところ、うちはこういうやり方でやりたいんだというのを優先的に考えたいなというふうに思っております。

次に、予算についてでありますけれども、まず申し上げなければいけないのは、予算に無駄な予算というものはありません。恐らく、その違う視点から見れば、あれは無駄だとかいう議論をされる方が多いんですけれども、実際その予算の対象事業になった方にとっては本当に重要な事業です。ただ、あるのは無駄かどうかではなくて、優先順位の違いだと思っております。

ですから、同じ予算の中でも、限られた予算の中で、どれをより優先にするのかということの中で予算が決められていくというふうに考えております。特に、その中で皆さん大事だとおっしゃる中で、大局的に見て、どういう優先順位にしていくのか、ここにこそ議員おっしゃるとおり知恵を使うべきだというふうに思っております。特に議員がおっしゃったような緊急性だとか、やはり人の命に関わるもの、これをいかに優先的にそれをつけていくのか、これについてはいろんな仕組みがあると思っております。先ほど御紹介したのは、国においてはそうした一割減にすることによって浮いた予算の中で、今回その国としてやるべきところに重点的に予算要求をすると、そこについてはキャップをかけずに、のびのび予算といえますけれども、その中で必要なものを要求した上で全体として査定していくと、恐らく県におきましてもそうした取組を考えなければいけないかなというふうに思っております。以上です。

○副議長（伊藤秀光君） 子ども・女性局長 堀 智考君。

〔健康福祉部子ども・女性局長 堀 智考君登壇〕

○健康福祉部子ども・女性局長（堀 智考君） 一時保護施設の整備の方向性の具体的な内容について御質問がありました。

現在、来年度に向けまして、基本計画の調査費を予算計上させていただいております。そうした中で、できるだけ効果的・効率的に施設を整備してまいりたいというふうに考えておりますので、場所的に申し上げますと、できるだけ県有地・公有地を使いながら、中濃子ども相談センターの狭隘化も含めて、総合的に勘案していきたいと思っておりますので、来年度中をめどにしまして、その施設の場所あるいは機能等についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（伊藤秀光君） 十三番 伊藤英生君。

〔十三番 伊藤英生君登壇〕（拍手）

○十三番（伊藤英生君） 皆さんこんにちは。

質問に入ります前に、一言御挨拶を申し上げます。

江崎知事、御就任おめでとうございます。

これまでの豊富な行政経験に加えて、この四年間、県民の声に丁寧に耳を傾けてこられた積み重ねがあり、まさに満を持しての登板だと受け止めております。その知見を十分に生かされ、私たち県議会に対しても御指導を賜りますとともに、二元代表制の下、県民生活の向上に向けて、県議会と知事部局が切磋琢磨しながら善政競争を繰り広げていければと存じます。何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回は、大規模盛土造成地の安全性を確認するための取組について、一点、都市建築部長にお尋ねいたします。

大規模な盛土をして造成された宅地では、大きな地震が発生した際に地面が滑り落ちる滑動崩落という現象が起こることがあります。これは、一九九五年の阪神・淡路大震災や二〇〇四年の新潟県中越地震でも発生し、多くの家屋が被害を受けました。また、周辺の道路や水道、ガスなどのライフラインにも大きな影響を与えました。

こちらのフリップを御覧ください。（資料を示す）これは国土交通省の資料を基にしたイラストでございます。

地震がないときは、盛土の重さによる滑り落ちようとする力と、地面の摩擦などによる抵抗する力がバランスを保っています。しかし、地震が起こると、地震の揺れによる力が加わり、抵抗する力を超えてしまうと盛土全体が滑り落ちてしまいます。特に盛土の中に地下水が多く含まれていると、この現象が起こりやすくなります。

そもそも、なぜ大規模盛土造成地が造られたのでしょうか。それは、日本の国土の約七割が山地であり、都市部の人口が増加する中で、住む場所を確保するために山の斜面や谷を埋めて宅地を造る必要があったからです。

しかし近年、地震の頻発化・激甚化の影響で盛土造成地における宅地被害も確認されており、自分の住まいの安全性について県民の関心も高まっております。

それでは、このような大規模盛土造成地が安全かどうかは、どのように確認したらよいのでしょうか。

ここからは、国土交通省のガイドラインなどを参考に、大規模盛土造成地の安全性を確認するための一連の流れについて簡単に御説明いたします。

初めに、地形図等を使って宅地の造成前後の高低差を比較することにより、盛土の高さや面積などの条件から一定規模以上の大規模盛土造成地を抽出します。その後、現地で盛土の崩壊などがないかを確認し、学識経験者の意見を伺いながら、盛土ごとに、一つが地盤調査などが必要、二つ目が経過観察、そして三つ目、当面の間対応不要、このいずれかに分類いたします。このうち、地盤調査などが必要と分類された盛土に対しては、地質や地下水位などの調査や安定計算を行い、さらに対策工事が必要、経過観察が必要、当面の間対応不要のいずれかに判断していくことになります。

つまり、大規模盛土造成地の安全性を確保するには、実際の対策工事に至るまでに複数の段階を経る必要があります。

ちなみに、本県の進捗状況としては、宅地を対象とした一定規模以上の大規模盛土造成地の抽出作業までが完了していると伺っております。

しかし、さきの能登半島地震において、震源から遠く離れた地域でも盛土の崩落による被害が報告されています。こうしたことから、県内において既に確認されている大規模盛土造成地について、安全性を確認するための取組を早期に進める必要があると考えております。

また、将来的に地盤調査や対策工事を行う可能性があるのであれば、今後、地元との調整も必要となるため、関係市町村との連携が重要になると考えます。

そこで、都市建築部長にお伺いいたします。

今後発生することが懸念されている南海トラフ地震に向けた防災対策としても、大規模盛土造成地の安全性を確認するための取組を前に進めていく必要があると考えますが、今後どのように取り組んでいくか、お考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

(拍 手)

○副議長（伊藤秀光君） 都市建築部長 藤井忠直君。

〔都市建築部長 藤井忠直君登壇〕

○都市建築部長（藤井忠直君） 大規模盛土造成地の安全性を確認するための取組についてお答えいたします。

県では、中核市である岐阜市を除く県内全域を対象とした抽出調査により、二十七市町村七百九十四か所の大規模盛土造成地を把握するとともに、平成三十九年度までにその位置図を公表しました。その後、令和二年に国から造成地ごとの現地調査により地盤調査の優先度を分類する手順が示されたことを受け、市町村と意見交換を行ってまいりましたが、現時点で現地調査に着手したのは一市にとどまっております。

このため、今年度は市町村との会議を二回開催し、先行事例を踏まえた具体的な調査方法について情報共有を図るとともに、市町村が業務を委託する際に必要となる仕様書のひな形を提供するなど、県内での現地調査が進むよう準備を進めてまいりました。

これを受け、来年度は十八市町において調査が行われる見込みです。また、県内での現地調査を踏まえ、県としても地盤調査の優先度を分類するための有識者会議を開催するなど、引き続き市町村と協力して大規模盛土造成地の安全性を確認してまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 十七番 今井政嘉君。

〔十七番 今井政嘉君登壇〕（拍手）

○十七番（今井政嘉君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、危機的状況の特別天然記念物オオサンショウウオの保護の推進に向けた今後の取組について質問させていただきます。

私は、昨年十二月二十七日、岐阜県が運営するぎふ環境学習ポータルサイトを通じて、菅田集学校公開セミナー「菅田川の豊かさ、子供たちが遊べる川を伝えたい」ハザコ（交雑オオサンショウウオ）を解剖しよう」に参加しました。

この観察会の目的は、大垣北高等学校の自然科学部オオサンショウウオ班によるオオサンショウウオ国産個体の保護活動や交雑個体の焼却処分ゼロを目指す取組、また、解剖の実習を通じて菅田川の豊かさや子供たちが遊べる川的重要性を伝えることです。

大垣北高等学校自然科学部ですが、長年オオサンショウウオの観察・研究を行っており、その結果として、令和六年十一月、環境省などが主催する全国野生生物保護活動発表大会で最高賞の環境大臣賞を受賞しました。同部は、同年十二月、中学生を対象にした第六十八回日本学生科学賞の高校の部でも研究が高い評価を受け、最高賞の内閣総理大臣賞に選ばれました。まさに岐阜県が進めますと教育の先駆者として数々の賞を受賞しています。

（資料を示す）このパネルを御覧ください。羽島市在住の水中カメラマン伊藤義弘さんが撮影したオオサンショウウオの写真です。

ここで、オオサンショウウオについて御紹介します。

オオサンショウウオは、日本固有種かつ世界最大の両生類で、全長が一メートル以上に成長する個体もまれでなく、最大一・五メートルとなります。その形態が約三千万年前から変化していないことから、生きた化石とも呼ばれており、文化財保護法に基づく国の特別天然記念物に指定されています。また、絶滅のおそれがある野生生物の種のリストであるレッドリストの中の絶滅危惧二類として、絶滅の危険が増大している種に分類されております。

国内には岐阜県以西の本州、四国及び九州の一部に分布しており、岐阜県は分布の東限となっております。県内では、長良川流域、木曽川流域、飛騨川流域、土岐川流域で生息が確認されています。

夜行性で、夜になると餌を求めてすみから姿を現します。水生昆虫、魚、サワガニ、カエル、時には共食いもします。一匹の雌は三百から七百の卵を雄のいる巣穴で産卵します。ふ化した直後はオタマジャクシのようで、四年から五年で全長二十センチぐらいになります。やがて成長は緩やかになり、一年に一センチ程度の成長になり、餌の食べ具合では随分成長は異なります。

百年ぐらい生きると言われているオオサンショウウオです。年齢や寿命については推測の域を出ません。一人の研究者が頑張つて調べても、人間のほうが先に死んでしまうから、オオサンショウウオの全貌を解明するには、世代を超えた地道な調査・研究が欠かせません。

現在、このオオサンショウウオが交雑種による危機的な状況になっています。令和五年八月、菅田川（下呂市金山）で県内初となるオオサンショウウオとチュウゴクオオサンショウウオの交雑個体が発見されました。菅田集学校で開催されたオオサンショウウオ観察会において、県立大垣北高等学校の自然科学部の生徒さんたちと先生が三匹のオオサンショウウオを捕獲しました。そのうち二匹が外見的に不自然だったので広島大学に

DNA解析を依頼した結果、県内初の中国種との交雑個体であることが判明しました。

全国的に拡大している交雑問題の原因は、一九七〇年代に食用として中国から持ち込まれたチュウゴクオオサンショウウオが人為的に河川に放流されたことに起因し、交雑種は在来種に比べて食欲旺盛で大型化しやすく、そのために交雑種が巢穴を占領して繁殖し、交雑種が広がっています。

下呂市では令和五年十一月から県立大垣北高等学校の高木教諭の協力を得て二十回以上の生息調査を行い、これまでに二百を超える個体を捕獲しました。DNA解析の結果、成体の四一％、幼生では七七％が交雑個体であることが分かりました。菅田川では交雑問題が深刻化しております。

このチュウゴクオオサンショウウオとの交雑種は、外来生物法に基づく特定外来種に指定され、駆除対象となっています。見た目では判定が困難な個体については、DNA鑑定が実施されています。

在来種判定を受けた個体の放流に当たっては、マイクロチップを挿入し、再捕獲時の二重判定を防止しています。

今回の交雑種を発見する機会となった菅田川での親子観察会は、大垣北高等学校の教諭、岐阜大学の教授、地元の川文化の研究者が話し合い、菅田川で調査を行うということによって開催されました。この観察会を行っていないければ、菅田川のオオサンショウウオは全てチュウゴクオオサンショウウオとの交雑個体に入れ替わっていたかもしれません。

交雑個体が発見された下呂市では、オオサンショウウオの生息状況調査や交雑の疑いのある個体の一時保管施設の確保、交雑個体と判明した個体の処遇の決定、国産個体の保護計画などの立案など、オオサンショウオの保護や、それに伴って交雑個体の防除に向けた取組を進める必要があります。

しかし、下呂市ではマンパワーやノウハウ、予算がないなど、すぐに対応できない状況が続いており、県や各関係機関の御協力をいただきまして、令和七年度にようやく予算措置を行った状況です。

特別天然記念物の保護には、生態系に配慮した継続的な活動が必要であり、生息地がある市町村が担うべき業務と考えられますが、緊急性を要する保護などは県がリーダーシップを取って発揮する必要もあると考えます。また、専門性が求められる取組であるため、大垣北高等学校や岐阜大学などの教育・研究機関との連携も不可欠であると考えます。

他県の取組を見ますと、三重県や奈良県、鳥取県では、オオサンショウウオの保護に関する指針を作成し、関係機関が連携して取組を進めております。そうしたこともあつてか、特別天然記念物に関する問合せ先は、県及び市町村となっております。ちなみに、岐阜県は市町村が問合せ窓口となっております。

文化財に指定されている建物など管理は所有者が行うものでありますが、地域を定めず指定されている特別天然記念物のオオサンショウウオは移動を伴う生物のため、関係機関の連携による取組が必要だと感じています。

現在、在来種と判定されたオオサンショウウオは捕獲された地点へ放流をしますが、その場所は交雑個体が全数駆除されていない可能性もあります。そのため、ほかの方法などを検討する必要があると思います。

オオサンショウウオの保護は一朝一夕に成果が現れるものではありません。粘り強く取り組んでいくものであるからこそ、こうした関係機関が一丸となつて保護に向けた取組を進めていくことが重要だと思います。

そこで、オオサンショウウオの保護を推進していくために、県、市町村、大学等の教育・研究機関などの関係者が一層連携し、取組を進めていくことが必要です。今後どのように取り組まれますか、県民文化局長にお

伺います。

県内にはほかの希少動物がいますが、今回は危機に瀕しているオオサンショウウオを取り上げました。この発見は、内閣総理大臣賞を受賞した大垣北高等学校自然科学部オオサンショウウオ班の地道な研究・調査により発見されました。地域の貴重な財産を失うことのないよう、岐阜県の取組に期待を申し上げ、一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（伊藤秀光君） 県民文化局長 竈橋智基君。

〔環境生活部県民文化局長 竈橋智基君登壇〕

○環境生活部県民文化局長（竈橋智基君） 特別天然記念物オオサンショウウオの保護の推進に向けた今後の取組についてお答えいたします。

国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオは、県内十五市町村八十八地点で生息が確認されております。

一方、交雑個体は下呂市で百三個体、各務原市で一個体が確認されております。両市において、現在、継続的な調査と防除の取組が進められているところでございます。

令和五年八月の交雑個体の初確認を受けまして、県では、個体発見時の対応手順に、在来種と交雑個体の判別のため、新たに専門家の外形による判断、DNA鑑定などを加えたところでございます。

また、下呂市菅田川での調査に県職員が協力するとともに、DNA鑑定中の個体を県の施設で預かるなど連携した取組を進めているところでございます。

さらに、昨年七月に交雑個体が特定外来生物に指定され防除が可能になったことなどを踏まえまして、来年度は、市町村が行う特定外来生物の防除への補助上限額を撤廃するほか、交雑個体の見分け方等の研修や在来種の保護マニュアルの充実を併せて図ってまいります。

あわせてまして、新たに大学等の専門家、下呂市、工事関係者による情報共有等のための連絡会議を開催し、一層の連携の下、対策を強化してまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 七番 黒田芳弘君。

〔七番 黒田芳弘君登壇〕（拍手）

○七番（黒田芳弘君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い、大きく二項目について質問を始めますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、カメムシによる農作物被害への対策について質問をさせていただきます。

昨年、カメムシ注意報を出した自治体は三十都府県に上り、六月半ばでは過去最多であったとしております。カメムシ注意報とは、あまり一般の方になじみがないと思います。カメムシは悪臭を放つことから嫌いな方が多いと思いますが、それに加えて農作物を食べて傷をつけたり、時には駄目にしてしまう害虫であります。

そのため、このような注意報は主に農家の方を対象に、こうした害虫の発生予察情報をお伝えし、適時に適切な対策を取ってもらうために行うものであります。

農家の天敵であり、丹精込めて作った稲や野菜、果物といった農作物を駄目にしてしまう病害虫は、農家の方が安定した経営をしていくためにも対策が必要であり、県でも病害虫防除所を中心に対策に取り組んでいるものの、病害虫の防除は一筋縄ではいきません。

過去の病害虫の被害を見てみましても、やはりカメムシだけでなく他の病害虫による被害が発生をしています。例えば二〇二〇年には、岐阜県内の水田で水稻の養分を吸って枯らす害虫トビイロウンカの被害が相次ぎました。県が生産者、県農業共済組合と共に九月下旬から十月の上旬に実施した調査では、岐阜市、各務原市、瑞穂市、大垣市、池田町などの水田、計八百九十四枚で稲が円形に枯れる坪枯れが見つかり、県はさらに広がるおそれがあるとして、一九九八年以来二十二年ぶりにトビイロウンカ的大量発生に関する注意報を出し、生産者に早めの収穫を呼びかけたとしております。

ほかにも、毎年のように病害虫により農作物が被害を受けておりますが、例年と比べ昨年特に被害が多かったカメムシについて詳しく説明をさせていただきます。

近年、各地でカメムシ注意報・警報数が増加をしておりますが、これには地球温暖化の影響も指摘されており、二〇二四年は次の三つの原因が重なってカメムシが大量発生し、農作物の大被害を招いたということです。

一つ目として、前年の夏の気候が杉、ヒノキの球果が豊作になる条件に適し、球果を食するカメムシが秋に大発生した。二つ目として、暖冬により寒さで死ぬ成虫の数が減り、例年より多くの個体が春まで生き延びた。三つ目として、春先が高温になったため、越冬カメムシが早く目覚めて活動時期が例年より早まり、加害期間が長くなった。

このように、カメムシが大量発生している大きな原因として、地球温暖化により越冬できるカメムシの個体が増えたことと、杉やヒノキの実が増えたことが上げられます。この根拠は研究でも裏づけをされております。カメムシの中でも果樹を加害する果樹カメムシ類は、主に柿、桃、梅、ミカン、梨などを害し、吸汁された

果実は傷ができたり落果したりして、規格品としての販売が難しくなり、廃棄してしまうものも発生をします。県内の昨年の被害状況を見てみますと、私の地元本巢市や瑞穂市、大野町、岐阜市北部等で生産されている自慢の特産物であります富有柿も、例年に比べ大きな被害を受けました。本来、シーズンになると街道には販売所が立ち並び、本巢市にあります道の駅織部の里もとすでは、連日、柿を求める多くの来訪者が押し寄せ、大変なにぎわいを見せます。

このように、柿は農産物であるとともに、人を呼び寄せる大切な観光資源でもあります。

間もなく開通する待望の東海環状自動車道本巢パークエリアに隣接する公園のもとまるパークでは、物産販売や飲食のできる施設を建設し、にぎわいを創出しようと準備を進めております。ここでも秋の特産として柿の販売に大きな期待が寄せられています。

その富有柿の出荷状況について調べると、JA全農岐阜が扱う規格に適合した富有柿は、令和五年の出荷量千二百七十トンから令和六年の七百二十八トンへ約四割を超える減少。出荷額においても令和五年の四・五億円から令和六年の二・七億円へ約四割の減少となっています。特に被害が大きかったとされる本巢市の出荷分では、令和五年の出荷量三百七十七トン、出荷額一・三億円に対し、令和六年は出荷量百五十七トン、出荷額〇・六億円と半減以下となり、支払われた農業共済のうちカメムシ被害が八〇％と高い割合を示し、その額は令和五年の約二・五倍に増えております。

柿は収穫する作業だけではなく、柿園の草刈りはもちろんのこと、枝の剪定、肥料を与え、消毒をし、摘蕾、摘果など一年を通じていろいろな作業があります。県内の柿農家は多くが小規模経営をしており、これらの作業を行い生計を成り立たせていますが、カメムシ被害で収入が半減されることで栽培意欲が減退し、柿の生産

そのものが行われなくなってしまうことも心配をされます。

そして、カメムシは稲作にも影響が出ていることも伝えられています。昨年七月二十四日の報道では、米の品質低下を招くカメムシが岐阜県内の多いところで例年の約七倍に増えているということが分かり、県は七月十九日に県内全域に注意報を出して対策を取るよう呼びかけているとしています。七月前半の調査では、イネカメムシやクモヘリカメムシなどの大量飛来が確認されたということです。

これらのカメムシは、出穂期から乳熟期に吸汁し、その時期によつては穂が実らなくなる不稔や吸汁痕が残る斑点米となり、出荷ができなくなります。このように、カメムシ被害は稲作にも影響が出ることも伝えられており、ほかにも桃、梨、ミカン等、県内の農作物を被害から守る取組が、昨年の大量発生を鑑みても必要となってくるのではないのでしょうか。

そこで、農政部長にお聞きをいたします。

県下のカメムシによる農作物被害への対策について、県はどのように取り組むのか、お尋ねをいたします。次に、特殊詐欺事件の発生状況を踏まえた今後の対策について質問をいたします。

一月十七日、母親がいわゆるオレオレ詐欺被害に遭いました。夕方の五時半頃、金融機関に勤める次男から私に電話があり、すごく慌てた口調で、おばあちゃんが大変なことになっている、詐欺に遭ったみたいだということでありました。その日、息子の知り合いを名のる者から、「お孫さんがお客さんのお金百万円をなくしました。早く弁償しないと大変なことになる。家の人にはないしよで用立ててください」という電話から始まりまずつを引き出し、帰宅し、玄関先で受け取りに來た人物にお金を渡してしまいました。その人物は、我が家か

ら百メートルほど離れたところに車を止めていました。母は、孫のためにわざわざすみませんでした。よろしくお願いしますと丁寧に車まで行き、見送ったそうであります。そして夕方、孫の仕事が終わるのを見計らい電話をして、知り合いの方にちゃんとお金を渡しておいたで心配せんでもいいよと伝えたところ、孫にそんな事実はないと言われ、初めてだまされたことに気づいたということでありました。

私も今まで新聞やテレビ等で特殊詐欺事件を見聞きしていましたが、どこか他人事で、直接自分たちには関係のないように思っていたところがありました。しかし、今回の事件でとうとうこんな根尾の田舎でも詐欺が発生したかと驚いたのと、今までこんなことで簡単にだまされることはないだろうと軽く思っていたのに、まさか身内が被害に遭うとは、さらに驚きでした。被害に遭った母自身も、以前は詐欺事件のニュースを見ていて、これだけ騒がれているのになぜ簡単にだまされるのか、お年寄りがあまりに大金を持っていることを不思議がっていました。それでも被害に遭ってしまったのです。

ここで特殊詐欺の定義について警視庁のサイトを見てみますと、特殊詐欺とは、犯人が電話やはがき等で親族や公共機関の職員等を名のつて被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってＡＴＭを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪であるとしております。

また、警察庁のサイトを見ますと、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺の三つの手口を合わせたオレオレ型特殊詐欺について、令和五年の認知件数は特殊詐欺の総認知件数の約半数を占め、主要な手口となっています。オレオレ型特殊詐欺に次いで、架空料金請求詐欺が二七・三％、還付金詐欺が二二％であり、これらの手口にも注意が必要です。

特殊詐欺は手口が多様化しており、警察におかれましても様々な対策を講じておりますが、依然として認知

件数も被害額も増加しているのが現状であります。

岐阜県においても、二〇二四年中の特殊詐欺認知件数は、前年比百二件増の三百八十九件、被害額は約十二億四千三百九十三万円で、過去二番目に多い被害額となっております。皆さんの身近にも特殊詐欺の危険が潜んでおりますので、いま一度、一人一人が対策を講じていただきたいと思います。

また、被害者の状況を見ると、高齢者の被害が圧倒的に多いことが分かります。令和五年中の法人被害を除いた総認知件数の七八・四％は六十五歳以上の高齢者被害であり、極めて高い割合を占めています。特に、法人被害を除いた六十五歳以上の高齢女性の被害認知件数は約五六％と際立っています。その原因は、犯人から固定電話に電話がかかってきたことがきっかけで事件まで発展した事案も多く、固定電話に出るのが高齢女性が多いからということではないでしょうか。

母は被害に遭った後、警察の方や弟が心配して家を訪ねても一切鍵を開けることはなく、電話にも出なくなり、ふさぎ込んでばかりでありました。それは、犯人と直接相對したことへの恐怖心と、人にだまされたことのなかった母にとっては相当なショックだったのだろうというふうに思います。警察の方から、少しずついいのでそのときの状況を母から聞き出してほしいとの依頼がありました。当の母は首を振り、思い出したくない涙を流していました。そして、私や妻に迷惑をかけて本当にすまなかった、ただただ孫のことが心配で、孫を守ってやりたい一心でこんなことになってしまった。申し訳ない、許してほしいと毎日言い続けました。早く以前のような明るく元気な母になってもらいたいという思いで病院にも連れて行き、診てもらっております。

そんな母が二月六日、大雪の日に亡くなりました。あまりにも突然のことで、もう少し優しい言葉をかけて

やればよかった、もう少し親孝行をすればよかったと悔やみます。そして一番残念だったことは、病気もなくあんなに元気で明るかった母が、人生の最後に詐欺の被害に遭い、悩んで悔やんで元気をなくして、最後につらい気持ちのまま旅立ったということであります。事件以降、二十日間ほどそのことを苦に悩んで逝ったかと思うと、やるせない気持ちでいっぱいであります。

今回改めて思ったことは、残り少なくなっていた老後、人生の最後に、孫を名のり、弱みに付け込み、老人の年金をためてつくったであろう僅かなお金をだまし取る、こういった詐欺事件を断じて許すことはできません。高齢者の皆さんが明るく楽しく元気な老後を過ごせる、そんな社会を願うものであります。

だからこそ、特殊詐欺の被害から県民を守っていただくためには、何よりも警察の皆様の力にかかっておりますので、特殊詐欺が撲滅するよう、引き続き御尽力いただきたいと切にお願いを申し上げます。

そこで、警察本部長にお聞きをいたします。

特殊詐欺事件について、現在の発生状況を踏まえた今後の対策についてお尋ねをいたします。

以上で、私からの一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（伊藤秀光君） 農政部長 足立葉子君。

〔農政部長 足立葉子君登壇〕

○農政部長（足立葉子君） カメムシによる農作物被害への対策についてお答えいたします。

昨年は、カメムシが大量発生したことに加え、例年であれば越冬場所へ移動する秋口になっても農地にとどまったことにより、柿や水稻などで被害が一層拡大しました。

このため、今年は発生直後の防除が極めて重要と考えております。特に、病虫害防除所が行う調査で大量発生が予測される場合には、普及指導員がさらに細かく発生状況を把握した上で、飛来に合わせた防除の徹底を呼びかけてまいります。

昨年、被害の多かった柿では、大量発生と長期化に対応するため、現在の二十日置きの防除を、例えば十日置きで秋まで続けるなど、防除マニュアルを見直し、指導してまいります。

また、水稲においては、実が膨らむ時期に発生し品質を低下させるカメムシに加え、穂が出る頃から発生し実をつけなくさせる種類のカメムシも増加したことで被害が拡大しております。したがって、この種類のカメムシが確認された地域では、穂が出る直前の防除も追加するよう徹底してまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 警察本部長 三田豪士君。

〔警察本部長 三田豪士君登壇〕

○警察本部長（三田豪士君） 御母堂様の御冥福をお祈り申し上げます。

議員からは、特殊詐欺事件の発生状況を踏まえた今後の対策についてお尋ねがありました。

今ほど議員から御指摘のありましたとおり、昨年令和六年中の特殊詐欺の被害は、認知件数が三百八十九件で、前年の約一・四倍、被害額が約十二億四千万円で、前年の約二倍と大きく増加をしております、極めて深刻な情勢にございます。

令和六年中の被害を分析いたしました結果、特殊詐欺の被害者の約六割が六十五歳以上の高齢者でありまして、被害者が最初に犯人と接点を持った手段の約四割が固定電話となっております。

こうした状況を踏まえ、県警察におきましては、被害に遭いやすい高齢者を中心に、寸劇を取り入れた分か

りやすい防犯講話を実施するなどして注意喚起を図りますとともに、街頭における広報、ホームページやSNSの活用などのほか、報道機関の御協力も得て被害の実態や手口などを繰り返し、繰り返し情報発信しているところであります。

また、犯人からの電話を遮断するための国際電話番号の利用休止などの固定電話対策のほか、金融機関やコンビニエンスストアなどと連携をいたしまして、犯人への現金等の交付を遮断する対策も取り組んでございます。

県警察におきましては、引き続き県の関係部局と緊密に連携をし、関係機関・団体等の幅広い協力を得ながら特殊詐欺被害の未然防止対策に全力で取り組んでまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 四十番 平岩正光君。

〔四十番 平岩正光君登壇〕（拍手）

○四十番（平岩正光君） 江崎知事におかれましては、御就任誠におめでとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長からお許しをいただきましたので、今議会最終質問者としてトリを務めさせていただきますので、暫時よろしくお願い申し上げます。

知事御就任前の活動で、リニアを活用した岐阜県の未来を切り開くお話をお聞きし、私も体中からわくわく感がいっぱいに沸き上がってまいりました。

そこで、今回は一項目、リニア中央新幹線を活用した地域づくりのさらなる推進について質問をさせていただきます。

初めに、私がリニア駅誘致と地域づくりにあふれんばかりの熱い思いを持って取り組み始めたところから話をさせていただきます。

私は、中津川青年会議所で活動していた頃からリニアに関わらせていただいております。その後、中津川市議会においてリニア誘致に関わる特別委員会の活動を経て、今日に至るまでおよそ四十年が経過いたしました。この間、リニアを活用した地域づくりとして様々な取組を行ってまいりました。

リニア停車駅誘致をめぐることは、リニアは東京へのストロー現象につながるのの御意見もある中で、地域の魅力を高めるべく、中津川が自慢できるふるさとの魅力やリニアに関する認知度について、市外で活躍しておられる中津川出身の方約五百名を抽出してアンケートを出したところ、あふれる故郷への思いをはがきいっばいに書いて返信をしていただきました。その方々の中から実際に中津川にお越しいただき、パネルディスカッションで中津川の未来構想についてお話を伺ったことをきっかけとして、中津川ファンクラブを設立し、ふるさと思える気持ちで結ばれた方々との交流を深めてまいりました。

また同時期に、地域の魅力を磨き継承する活動の一環として、私と中津川青年会議所メンバーで、衰退の危機にあった地歌舞伎振興の取組を継続してまいりました。その努力のいかいもあり、平成二十一年度には岐阜の宝ものに認定され、現在ではその取組が県内全域に広がり、清流の国ぎふ地歌舞伎勢揃い公演にもつながっております。

さらにあるときには、東京から大阪までのリニア誘致に大いに関心のある青年会議所が加盟するリニア沿線青年会議所会議を中津川で開催したりしたこともありました。当時はＪリーグが発足したばかりの頃でありましたけれども、リニア停車駅を活用して、地方から青少年や若者の夢を発信する地域づくりを提案しようと、

Jリーグ初代チエアマンであります川淵三郎さんに加え、当時の梶原拓岐阜県知事、須田寛初代J R東海社長の三名をお招きし、ビッグスリートークと題したシンポジウムを開催し、僭越ながら私がコーディネーターを務めさせていただき、大いにアピールしたこともありました。当時、川淵さんからは、ギャラを子供たちのために使ってほしいとの申出があったことから、中津川市サッカー協会において、川淵三郎杯と題した少年サッカーの大会を開催され、現在も続いております。この大会の二十周年の節目に再び川淵さんが中津川にお越しになり、久しぶりに対面する機会を得ましたが、このとき川淵さんからは、あの日のシンポジウムでの平岩さんとのお話ははつきり覚えています。リニア停車駅誘致も決まりましたね。立派な運動公園もできましたねとのお言葉をいただくとともに、夢があるから強くなると色紙に書いてくださり、私に渡していただきました。夢を持つことの大切さ、そして強さを川淵さんからお言葉をいただき、大変印象に残っております。

少し前置きが長くなりましたけれども、本題に入らせていただきます。

昨年三月、J R東海はリニア中央新幹線の品川―名古屋間の二〇二七年開業を断念することを発表し、開業時期が二〇三四年以降となることが明らかとなりました。その後、同年十二月には、J R東海がリニア中央新幹線の岐阜県駅、仮称でありますけれども、工事期間を当初二〇二五年三月としていたところを、二〇三一年十二月まで遅れるとの発表がありました。一部報道によりますと、この発表を受けて、私の地元中津川市でもある程度予想されたことと冷静に受け止める一方、工期が長引くことへの不安もあり、影響を受けるのは地元J R側はもつと真摯な姿勢で情報を開示をとJ Rの対応に注文をつけたとのことでもあります。私からもJ R東海に対しては、地元への丁寧な対応をお願いさせていただいたところでもあります。

また、古田肇前知事からは、事業の実施過程で生じる課題を一つ一つ丁寧に解決した上で、品川―名古屋間

のできるだけ早い時期での開業を目指してほしいとのコメントを出されました。

昨年三月のリニア中央新幹線の二〇二七年開業断念の発表から約一年間が経過する中で、リニア建設をめぐつては二つの大きな動きがありました。

一つは、リニア中央新幹線の静岡工区の建設工事に慎重であった川勝平太前静岡県知事が昨年五月に辞任、その後、リニア推進派の鈴木康友知事が新たに静岡県知事に就任したこと。

もう一つは、同じく五月に、瑞浪市大湫町地内でトンネル掘削工事の影響で湧水が発覚し、周辺の井戸やため池の水位が低下、それに起因すると見られる地盤沈下により建物の壁や地面に亀裂が生じるなど被害が発生したことでもあります。

このように、リニア中央新幹線の建設工事をめぐっては、本県のみならず他の都府県でも様々な問題が発生しており、順調に工事が進んでいるとはいえない状況ですが、リニアの開業延期により、リニアを活用したまちづくりについてじっくりと議論をすることができると前向きに捉えることもできます。

そこで、今回の質問では、リニア中央新幹線を活用した地域づくりについて、江崎知事に質問させていただきたいと思っています。

県では、リニア中央新幹線開業を見据え、他の沿線都府県に先駆けてリニアの活用戦略の策定に取り組んでこられましたので、その沿革を簡単に御説明したいと思っています。

二〇〇九年七月、県、関係市町村、経済界、観光関係者、有識者で構成するリニア中央新幹線地域づくり研究会を設置し、リニア開業後の目指す姿や、リニア中央新幹線を活用した具体的な施策展開の方向性について二年余りの検討を経て、二〇一一年五月、リニアを生かした観光交流人口の拡大、リニアを生かした新たな住

まい方の実現及びリニアを生かした産業活性化と地域づくりを支える基盤づくりを基本戦略とするリニア基本戦略を取りまとめました。

リニア中央新幹線工事実施計画認可目前の二〇一四年三月には、リニア基本戦略を継承しつつ、新たに開業効果の波及が期待される観光振興・まちづくり、産業振興、基盤整備の三分野において、地域づくりの方向性を検討し、活用戦略とそれを実現するための重点的に展開する施策をそれぞれ列挙して、取組を進める第一次のリニア活用戦略を策定いたしました。

そこで、検討組織としてリニア中央新幹線地域づくり研究会を岐阜県リニア中央新幹線活用戦略研究会に改め、市町村構成員を県内四十二の全市町村に拡大したほか、隣県の愛知県及び長野県、事業主体のＪＲ東海、そして国土交通省にオブザーバーとして、リニア中央新幹線建設促進岐阜県議会議員連盟加盟議員にアドバイザーとして参加いただくことになりました。

二〇一三年三月には、前戦略の策定時から社会情勢の大きな変化が見られたことから、第一次戦略の地域づくりの方向性、観光振興・まちづくり戦略、産業振興戦略、基盤整備戦略の三本柱を維持しつつ、重点的に展開する施策の点検と、より有効な施策の検討、アフターコロナの展望を見据えて前戦略をブラッシュアップした第二次岐阜県リニア中央新幹線活用戦略が策定されたところであります。

この第二次のリニア活用戦略では、先ほど申し上げた観光振興・まちづくり戦略、産業振興戦略、基盤整備戦略の三本柱に加え、新たな社会情勢の変化への対応、広域的な効果の波及、大都市機能の分担、岐阜県独自の魅力の発揮という四つの戦略の視点を踏まえた展望へとブラッシュアップし、戦略の基本的方向性としています。これに基づき、十八の重点的に展開する施策が設定されています。

また、当該戦略の推進体制としては、岐阜県リニア中央新幹線活用戦略ブラッシュアップ懇談会から助言をいただきつつ、岐阜県リニア中央新幹線活用戦略研究会において、オール岐阜体制で取組を推進することとされました。

第二次リニア活用戦略の策定後は、ブラッシュアップ懇談会をフォローアップ懇談会に名称変更し、戦略に基づく取組状況についてフォローアップいただいております。

現在、県内では、岐阜県内の路線としては路線延長約五十五・一キロ、このうち地上部約六・五キロ、トンネル部約四十八・六キロ、県内五市一町にわたり、ＪＲ東海によりリニア中央新幹線建設工事が行われていきます。

また、私の地元中津川市では、リニア岐阜県駅をはじめ、トンネルや橋梁のほか、車両工場を併設する中部総合車両基地など多くの構造物・施設の建設工事が進められております。

こうした中央新幹線建設工事のほか、東濃地域では、平成二十一年から今日に至るまで、国、県、市町村、事業主体のＪＲ東海、経済界、観光関係者、有識者が一体となって、リニアを活用した広域連携体制の構築に向けた様々な取組が行われておりますが、最近のトピックスを御紹介させていただきます。

一つ目として、東濃地域における研究拠点設置に向けた取組です。

今年一月二十四日、石破総理大臣は、大学や研究機関等の産学連携拠点に対する支援を抜本的に強化すると、の施政方針演説が行われたところでありますが、現在、東濃地域では大学院誘致の機運が高まっていることは、皆様、新聞報道等で御存じかと思えます。

具体的には、去る二月七日、本県選出の古屋圭司衆議院議員の呼びかけにより、東海国立大学機構、東濃五

市、文部科学省、県の関係者らによる政策懇談会が実施され、東濃地域に同機構や地元企業、自治体が連携し、研究拠点の設置につなげる協議会を設立することを東濃五市から同機構へ提案し、今後検討を進めていくこととなりました。

これは、リニア中央新幹線の開業を契機に、同機構の高度な研究や人材育成のノウハウを生かし、地元企業や自治体と連携することで国内外の人材を集積し、定住人口を増やすことなどを目指すものであります。

懇談会を呼びかけた古屋圭司衆議院議員は、会の冒頭で、産官字が連携し、東濃地域に研究拠点施設を造り、多くの職場を設け、定住人口を増やせるようにし、茨城県つくば市を凌駕するようなまちづくりにつなげたいと挨拶したほか、両大学の相乗効果に期待する。大学院を含め、どんな形の研究拠点になるかは今後の計画による。今日が事実上のキックオフで、設立に向け詰めていくとコメントされるなど、事業推進に向けて御尽力をされています。

二つ目としまして、東濃全域での自動運転の社会実装に向けた取組であります。

二〇二四年二月、全国初、地域による自動運転特区を実現すべく、東濃地域自動運転特区推進プロジェクトチームが設立されました。

今年度においては、二〇二四年六月に国の補助事業の採択を受け、県と市が共同で自動運転の社会実装を見据えた調査事業を実施し、今後、現地における実証実験等を進めていくこととしています。こちらについても二月七日に東濃地域自動運転特区推進プロジェクトチームの第二回会議が開催され、国の関係府省庁、県、東濃五市、下呂市のほか、多くの民間企業も参加するなど、事業推進に向けた取組が加速しております。

最後に三つ目として、リニアを核とした東濃広域をつなぐアクセス道路整備であります。

郡上市から下呂市を經由して中津川市までを結ぶ延長約八十キロの高規格道路である濃飛横断自動車道は、東海北陸自動車道と中央自動車道を結ぶことで高速道路を補完する機能を有しており、これまでに和良―下呂間が開通しておりますが、難工事が予測されます堀越峠道路が昨年度、国の権限代行として事業決定され、県においても隣接する和良工区に新たに着手するとともに、中津川工区でも工事が進められているところであります。

その他、中津川市街地から中津川市に設置されるリニア車両工場を經由し、恵那市へ至る東濃東部都市間連絡道路をはじめ、渋滞・事故等の交通課題の解消やリニア中央新幹線の開業を見据え、地域振興に寄与することを目的に、瑞浪市と恵那市を結ぶ国道十九号瑞浪恵那道路、国道十九号の渋滞の解消、災害時の緊急輸送道路としての機能、地域の観光拠点へのアクセス向上が期待される東濃西部都市間連絡道路、さらにはリニア岐阜駅、中津川市、恵那市と新城市、豊田市のアクセス向上が期待される新東名高速道路と中央自動車道を結ぶ三河東美濃連絡道路など、リニアを核とした東濃を広域でつなぐ道路建設の推進も重要となります。

さらに、リニア岐阜駅建設に当たり、平成二十九年四月の都市計画決定を受け、リニア岐阜駅周辺土地地区画整理事業が開始し、総事業費九十一億五千万円をかけて駅前広場・アクセス道路等の公共施設や宅地を整備し、リニア中央新幹線開業に備える計画であり、現在は造成、道路工事、排水路工事等が進められています。

選挙期間中、江崎知事は、リニア中央新幹線を県内の観光振興、経済発展、まちづくり等に積極的に活用すると訴えられてきました。私も地元中津川市で行われた選挙演説会などで拝聴させていただきましたし、幾つかの新聞でも江崎知事の発言が取り上げられておりましたので、ここで御紹介させていただきます。

東京から自然豊かな岐阜まで一時間弱、トンネルを抜けたら、そこは別世界。これは新幹線ではなく、ドラえもののどこでもドアだ。東濃は歴史や自然を味わい体験できる。世界中の人を受け入れる体制をつくり、チャンスを生かせるかの勝負だ。リニアで初めて中津川に来る人を感動させられたら、未来は変わる。住民を巻き込んだまちづくりが重要だなど、このような報道が連日されておりました。

また、二月六日の知事就任会見においては、江崎知事は、二地域居住や防災庁の誘致など、リニアを念頭に置いたと思われる発言もされておられます。私は、これまで何度も様々な視点からリニア関連の質問をさせていただいておりますが、県においては、岐阜県リニア中央新幹線活用戦略研究会での議論や、リニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会による要望活動など、多くの関係者の方の意見を丁寧に聞きながら真摯に取り組んでいただいていたことに対して、改めて敬意と感謝を申し上げます。

一方で、東京一極集中が進み、少子高齢化や地域産業の衰退など、本県も含め地方都市を取り巻く環境が厳しさを増す中において、リニア中央新幹線を活用した地域づくりの推進は、中津川市や東濃地域にとどまらず、岐阜県全体の未来を開く重要プロジェクトであると考えます。

江崎知事は、安心とワクワクにあふれ、人や物が集まる岐阜県をつくることを岐阜県知事選挙の公約に掲げられてきましたが、リニア中央新幹線を今後どのように活用し、地元中津川から東美濃地域、県内全域、そして隣接県へと波及させていくのか、江崎知事の手腕に大変期待をしております。

そこで、令和四年度に策定された第二次岐阜県リニア中央新幹線活用戦略を踏まえ、今後どのようにリニア中央新幹線を活用した地域づくりのさらなる推進に取り組んでいかれるのか、知事のお考えをお伺いいたします。

人や物が集まるわくわくする岐阜県創造につながる御回答に期待を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

(拍手)

○副議長（伊藤秀光君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 御質問ありがとうございます。

平岩議員からは、リニア中央新幹線を活用した地域づくりのさらなる推進についてお尋ねをいただきました。繰り返し申し上げてまいりましたけれども、リニア中央新幹線は、三大都市圏を約一時間で結ぶ新たな日本の大動脈として、日本経済の持続的成長を牽引する国家プロジェクトでございます。東海道新幹線との二重系化により、人や物の流れを変え、防災的な観点からも重要な役割を果たすことが期待されます。

また、岐阜県にとりましても、本県の豊かな自然や歴史、伝統文化などの地域資源に加え、日本の中央に位置し、東西南北の交通網がクロスする地の利を生かし、企業誘致や観光などの産業振興はもとより、都市部からの移住・定住を通じた人口減少対策、さらには防災拠点の整備など、様々な可能性をもたらすことが期待されるものでございます。

私は、知事選挙の期間中、リニア中央新幹線は、単に二つ目の新幹線ができるのではなく、議員御指摘のように、東京の中心からトンネルを抜けると一時間足らずで別世界に行ける、ドラえもののどこでもドアだと表現してまいりました。

単に東京から名古屋に行くだけなら、リニアでも東海道新幹線でも同じですけれども、品川駅でリニアに乗

り、中津川市にできる岐阜県駅で降りることで、東京に暮らしながらも、東京では入手困難な本物の自然や食材、伝統文化や様々な体験が手頃な価格で手に入れられるということになってまいります。この結果、地方と都市のメリットを両立させた多様な働き方・暮らし方が可能になってまいります。

具体的には、リニアが開通することで、東濃が首都圏の通勤・通学圏内に入るとともに、東京で、都会で暮らす人々にとつて、例えば子供であれば遠足で必ず行く場所になったり、大人であればビジネスはもとより、観光やゴルフなども非常にやりやすい場所になり、最終的には二地域居住にも最適な場所になるものと考えております。

リニアによつて、岐阜県が、大人にとつても、子供にとつても憧れの場所になると思っております。

さらに、内陸にあり地盤が強固なことから、災害時のバックアップ拠点として企業がサテライトオフィスや研究所などを設ける上で理想的な場所でもございます。

リニア中央新幹線の岐阜県駅、これは、そうしたわくわくするような憧れの人生が始まる玄関口だと思っております。それは、東京に住む人にとつても、岐阜県に住む人にとつても同じであります。そうしたすばらしい未来のまちづくりは、リニア中央新幹線が開業してからでは遅過ぎます。地元の皆様をはじめ、あらゆる関係者が力を合わせて一刻も早く取組を始めることが必要だと考えております。そのため、県としても、地元自治体や経済界、観光関係者とも議論を交えまして、リニアを活用した地域づくりを強力に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（伊藤秀光君） これをもつて一般質問並びに議案に対する質疑を終結いたします。

+++++

○副議長（伊藤秀光君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております各案件は、お手元に配付の議案及び請願付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤秀光君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております各案件は、お手元に配付の議案及び請願付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

なお、審査は三月十八日までに終了し、議長に報告願います。

令和七年第一回岐阜県議会定例会議案及び請願付託表

委員会名	付託案件
総務委員会	○ 議第一号のうち歳入予算、歳出予算中総務委員会関係、債務負担行為中総務委員会関係、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用
	○ 議第二号
	○ 議第十一号
	○ 議第二十八号から議第三十三号まで
	○ 議第五十号及び議第五十一号
	○ 議第五十三号
企画経済委員会	○ 議第一号のうち歳出予算中企画経済委員会関係及び債務負担行為中企画経済委員会関係
	○ 議第六号
	○ 議第三十四号及び議第三十五号
	○ 議第四十二号
厚生環境委員会	○ 議第一号のうち歳出予算中厚生環境委員会関係及び債務負担行為中厚生環境委員会関係
	○ 議第三号から議第五号まで
	○ 議第三十六号から議第四十一号まで
	○ 議第五十四号から議第五十七号まで

農 林 委 員 会	○ 議第一号のうち歳出予算中農林委員会関係及び債務負担行為中農林委員会関係 ○ 議第七号及び議第八号
土 木 委 員 会	○ 議第一号のうち歳出予算中土木委員会関係及び債務負担行為中土木委員会関係 ○ 議第九号及び議第十号 ○ 議第十二号から議第十四号まで ○ 議第四十三号 ○ 議第四十六号から議第四十八号まで ○ 議第五十二号 ○ 請願第三十二号
教 育 警 察 委 員 会	○ 議第一号のうち歳出予算中教育警察委員会関係及び債務負担行為中教育警察委員会関係 ○ 議第四十四号及び議第四十五号 ○ 議第四十九号

+++++

○副議長（伊藤秀光君） お諮りします。委員会開催等のため、明日から三月十八日までの六日間、休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤秀光君） 御異議なしと認めます。よって、明日から三月十八日までの六日間、休会とすることに決定いたしました。

+++++

○副議長（伊藤秀光君） 以上をもつて、本日の日程は全て終了いたしました。

三月十九日は午前十時までに御参集願います。

三月十九日の日程は追って配付いたします。

本日はこれをもつて散会いたします。御苦勞さまでした。

午後二時五十七分散会

+++++